

議第 1 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和6年12月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年三条市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号及び第2号並びに第7条第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(三条市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 三条市職員の給与に関する条例（平成17年三条市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第16条の3第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第4号並びに第16条の4第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(三条市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 三条市特別職の職員の退職手当に関する条例（平成17年三条市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号、第8条第1項第1号、第9条の見出し、同条第1項第1号、第10条第1項第1号及び第12条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(三条市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 三条市職員の退職手当に関する条例（平成17年三条市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第5項第2号、第14条の見出し、同条第1項第1号、第15条第1項第1号及び第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(三条市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第5条 三条市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年三条市条例第

203号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(三条市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第6条 三条市個人情報保護法施行条例(令和4年三条市条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則第6項及び第7項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第7条第1項第1号の規定、第2条の規定による改正後の三条市職員の給与に関する条例第16条の4第1項第1号の規定、第3条の規定による改正後の三条市特別職の職員の退職手当に関する条例第8条第1項第1号、第9条第1項第1号及び第12条第4項の規定並びに第4条の規定による改正後の三条市職員の退職手当に関する条例第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条第1項第1号並びに第17条第4項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。
- 3 この条例の施行前にした三条市個人情報保護法施行条例附則第6項及び第7項に規定する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議第 1 号参考

三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（抜粋）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第2号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した者で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (2) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第7条 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

5 市長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関

し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

三条市職員の給与に関する条例（抜粋）

第16条の3 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第16条の4 任命権者又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、当該職員が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

5 任命権者又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者が当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

三条市特別職の職員の退職手当に関する条例（抜粋）

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第7条 退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下同じ。）をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、失職した者

（退職手当の支払の差止め）

第8条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を行うものとする。

- (1) 特別職の職員が刑事事件に關し起訴（アに掲げる者にあつては、当該起訴に係る犯罪についてアに規定する刑が定められているものに限りに、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるもの（処された場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑が定められている犯罪に係るものを除く。）を除き、イに掲げる者にあつては、当該起訴に係る犯罪についてイに規定する刑が定められているものに限りに、同編

に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

ア 市長 禁錮以上の刑又は罰金の刑(処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。)

イ 副市長及び教育長 禁錮以上の刑

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第9条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者(第1号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑(当該退職をした者が前条第1項第1号アに掲げる者であった場合にあつては、同号アに規定する刑。次条第1項第1号において同じ。)に処せられたとき。

(退職をした者の退職手当の返納)

第10条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者に対し、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第12条

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑（退職手当の受給者が第8条第1項第1号アに掲げる者であった場合にあっては、同号アに規定する刑。以下この項において同じ。）に処せられた後において第10条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、市長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

三条市職員の退職手当に関する条例（抜粋）

（退職手当の支払の差止め）

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無

罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。))を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せ

られたとき。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

三条市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（抜粋）

(欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

三条市個人情報保護法施行条例（抜粋）

附 則

- 6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2項の規定の施行前において職務上又はその事務に関して知り得た個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、

又は加工したものを含む。)又は旧個人情報の電子計算機処理等に関する秘密を同項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 7 前項に規定する者が、職務上又はその事務に関して知り得た旧個人情報を附則第2項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

議第 2 号

三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年12月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年三条市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の議会議員報酬条例」という。）第5条第2項の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の議会議員報酬条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて令和6年12月に支給された期末手当は、改正後の議会議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議第 2 号参考

三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（抜粋）

（期末手当）

第5条

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

議第 3 号

三条市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

三条市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年12月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700

26	221, 700	261, 300	288, 500	323, 400	349, 300	376, 500	424, 200
27	223, 000	262, 200	289, 800	325, 000	350, 900	378, 400	425, 700
28	224, 300	263, 100	291, 100	326, 600	352, 500	380, 200	427, 200
29	225, 600	263, 900	292, 400	328, 000	353, 700	381, 700	428, 700
30	226, 700	264, 700	293, 400	329, 700	355, 200	383, 500	430, 000
31	227, 800	265, 500	294, 400	331, 400	356, 700	385, 200	431, 300
32	228, 900	266, 300	295, 500	333, 000	358, 200	386, 800	432, 500
33	230, 000	267, 000	296, 600	334, 200	359, 900	388, 500	433, 700
34	231, 100	267, 800	297, 800	336, 100	361, 700	389, 900	435, 000
35	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300	436, 300
36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700	437, 500
37	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100	438, 700
38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300	439, 500
39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500	440, 300
40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500	441, 100
41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700
42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300
43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900	442, 900
44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500
45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200
46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000
47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400
48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100
49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400

52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	

78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500		
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800		
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000		
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200		
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500		
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800		
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000		
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200		
86	256,000	297,100	344,500	383,300			
87	256,300	297,400	344,900	383,700			
88	256,600	297,700	345,300	384,100			
89	256,900	298,000	345,600	384,500			
90	257,200	298,300	346,000	385,000			
91	257,500	298,600	346,400	385,400			
92	257,800	299,000	346,800	385,800			
93	258,100	299,200	347,000	386,100			
94		299,400	347,400				
95		299,700	347,800				
96		300,100	348,200				
97		300,300	348,400				
98		300,600	348,800				
99		301,000	349,200				
100		301,400	349,500				
101		301,600	349,800				
102		301,900	350,200				
103		302,200	350,600				

104		302,500	351,000				
105		302,700	351,500				
106		303,000	351,900				
107		303,300	352,300				
108		303,600	352,700				
109		303,800	353,200				
110		304,200	353,600				
111		304,600	353,900				
112		304,900	354,200				
113		305,100	354,700				
114		305,300					
115		305,600					
116		306,000					
117		306,200					
118		306,400					
119		306,700					
120		307,000					
121		307,400					
122		307,600					
123		307,900					
124		308,200					
125		308,500					

イ 定年前再任用短時間勤務職員

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	円	円	円	円	円	円	円
給料月額	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考（ア及びイ共通） この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。ただし、第18条に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

消防職給料表

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	211,600	232,600	255,500	290,400	320,000	342,400	364,800
2	214,000	234,800	257,500	291,700	321,700	344,100	366,500
3	216,400	237,000	259,700	293,000	323,400	345,700	368,200
4	218,800	239,200	261,900	294,200	325,100	347,300	369,900
5	221,200	241,400	264,000	295,400	326,600	348,900	371,600
6	223,600	243,400	265,300	296,400	328,000	350,000	373,200
7	226,000	245,400	266,600	297,400	329,300	351,100	374,800
8	228,200	247,200	267,900	298,300	330,600	352,200	376,400
9	230,400	249,000	269,200	298,900	331,900	353,300	377,900
10	232,500	250,700	270,500	299,600	333,400	355,000	379,500
11	234,600	252,400	271,800	300,300	334,900	356,700	381,100
12	236,600	253,800	273,100	301,000	336,400	358,300	382,600
13	238,600	255,200	274,400	301,700	337,900	359,900	384,100
14	240,600	257,000	275,600	302,400	339,300	361,600	385,800
15	242,600	258,400	276,700	303,100	340,600	363,200	387,500
16	244,200	259,900	278,200	303,700	341,900	364,800	389,200

17	245,800	261,400	279,500	304,400	343,200	366,400	390,700
18	247,300	262,600	280,800	305,200	344,800	368,000	392,300
19	248,800	263,800	282,100	305,900	346,400	369,600	393,900
20	250,300	264,900	283,300	306,700	348,000	371,200	395,500
21	251,800	266,200	284,500	307,400	349,500	372,800	397,100
22	253,400	267,400	285,100	308,200	351,100	374,400	398,700
23	254,900	268,700	285,700	309,200	352,700	376,000	400,300
24	256,400	270,000	286,300	310,100	354,200	377,600	401,900
25	257,900	271,400	286,800	311,000	355,700	379,200	403,400
26	259,100	272,800	287,400	312,300	357,300	380,800	405,400
27	260,300	274,100	288,000	313,600	358,900	382,400	407,400
28	261,500	275,400	288,500	314,900	360,400	384,000	409,400
29	262,700	276,400	289,000	316,200	361,900	385,600	410,900
30	264,000	277,700	289,600	317,700	363,500	387,200	412,600
31	265,300	279,000	290,100	319,000	365,100	388,900	414,200
32	266,600	280,200	290,600	320,100	366,700	390,600	415,900
33	267,900	281,400	291,100	321,100	368,100	392,300	417,500
34	269,400	282,000	291,700	322,300	369,800	394,300	419,000
35	270,700	282,600	292,200	323,500	371,500	396,200	420,500
36	272,100	283,200	292,700	324,600	373,100	398,100	421,900
37	273,100	283,700	293,200	325,700	374,700	399,800	423,100
38	274,400	284,300	293,800	326,900	376,300	401,200	424,600
39	275,700	284,900	294,400	328,100	377,900	402,400	426,100
40	276,900	285,500	295,000	329,200	379,600	403,700	427,500
41	278,100	286,000	295,700	330,300	381,300	404,700	429,000
42	278,700	286,600	296,400	331,500	383,300	405,800	430,300

43	279,300	287,200	297,100	332,700	385,300	406,800	431,500
44	279,900	287,700	297,800	333,900	387,300	407,800	432,700
45	280,300	288,200	298,400	335,100	389,000	408,900	433,700
46	280,900	288,700	299,300	336,300	390,700	410,100	434,400
47	281,400	289,200	300,100	337,500	392,200	411,200	435,200
48	281,900	289,700	300,900	338,700	393,700	412,300	435,900
49	282,400	290,300	301,700	339,900	394,900	413,500	436,400
50	283,000	290,800	302,800	341,200	395,900	414,300	436,800
51	283,500	291,400	303,900	342,400	396,900	415,100	437,200
52	284,000	292,000	304,900	343,600	397,900	415,700	437,500
53	284,500	292,600	305,900	344,800	399,000	416,200	437,800
54	285,100	293,300	307,000	346,200	400,100	416,900	438,100
55	285,600	294,000	308,000	347,500	401,200	417,600	438,400
56	286,100	294,700	309,100	348,800	402,300	418,200	438,700
57	286,600	295,300	310,100	349,700	403,600	418,900	438,900
58	287,100	296,200	311,200	351,000	404,400	419,300	439,200
59	287,600	297,000	312,300	352,200	405,200	419,900	439,500
60	288,100	297,800	313,400	353,400	405,800	420,500	439,800
61	288,600	298,600	314,400	354,600	406,300	420,900	440,100
62	289,100	299,500	315,500	356,000	407,000	421,300	440,400
63	289,600	300,400	316,600	357,400	407,700	421,800	440,700
64	290,100	301,300	317,700	358,800	408,400	422,300	441,000
65	290,600	302,100	318,700	360,100	408,700	422,800	441,200
66	291,100	303,000	319,800	361,600	409,400	423,400	441,500
67	291,600	303,800	320,900	363,100	410,100	423,800	441,800
68	292,100	304,600	322,000	364,500	410,600	424,200	442,100

69	292,600	305,500	323,000	365,700	411,000	424,600	442,300
70	293,100	306,400	324,200	367,100	411,400	424,900	442,600
71	293,600	307,300	325,400	368,400	411,900	425,200	442,900
72	294,100	308,200	326,600	369,800	412,400	425,500	443,100
73	294,600	309,000	327,300	370,900	412,900	425,800	443,300
74	295,200	309,900	328,600	372,100	413,300	426,100	443,600
75	295,800	310,800	329,900	373,300	413,800	426,400	443,900
76	296,300	311,600	331,200	374,500	414,300	426,600	444,200
77	296,800	312,300	332,500	375,800	414,800	426,800	444,400
78	297,400	313,200	333,900	377,000	415,300	427,100	
79	298,000	314,100	335,300	378,200	415,900	427,400	
80	298,600	315,100	336,700	379,300	416,400	427,600	
81	299,200	316,000	338,000	380,400	416,800	427,800	
82	299,900	317,100	339,600	381,600	417,400	428,100	
83	300,600	318,100	341,100	382,700	417,900	428,400	
84	301,200	319,100	342,600	383,900	418,100	428,600	
85	301,800	320,000	344,000	385,000	418,400	428,800	
86	302,500	321,000	345,500	385,600	418,900		
87	303,200	322,000	347,000	386,100	419,200		
88	303,900	323,000	348,400	386,600	419,500		
89	304,600	324,000	349,700	387,200	419,800		
90	305,400	325,300	350,900	387,800	420,200		
91	306,200	326,500	352,100	388,400	420,600		
92	306,900	327,700	353,400	389,000	421,000		
93	307,400	328,900	354,700	389,300	421,300		
94	308,300	330,200	356,200	389,800			

95	309,200	331,400	357,700	390,300			
96	310,000	332,600	359,100	390,800			
97	310,800	333,800	360,400	391,200			
98	311,800	335,100	361,600	391,600			
99	312,700	336,300	362,700	392,100			
100	313,600	337,500	363,900	392,600			
101	314,500	338,900	365,000	393,000			
102	315,500	339,800	366,100	393,500			
103	316,500	340,800	367,200	394,000			
104	317,400	341,900	368,300	394,500			
105	318,200	343,000	369,500	394,800			
106	318,800	344,100	370,000	395,200			
107	319,400	345,100	370,600	395,700			
108	320,000	346,100	371,200	396,000			
109	320,500	347,300	371,800	396,300			
110	321,000	348,300	372,300	396,800			
111	321,400	349,300	372,700	397,300			
112	321,900	350,200	373,200	397,800			
113	322,700	351,100	373,600	398,100			
114	323,400	352,000	374,000	398,600			
115	324,100	353,000	374,500	399,100			
116	324,700	354,000	375,000	399,600			
117	325,300	355,000	375,400	399,900			
118	326,000	355,400	375,900	400,400			
119	326,700	356,000	376,500	400,900			
120	327,500	356,600	377,000	401,400			

121	328,100	356,900	377,200	401,800			
122	328,400	357,300	377,700	402,300			
123	328,900	357,700	378,200	402,700			
124	329,400	358,100	378,600	403,200			
125	329,700	358,500	379,100	403,600			
126		358,900	379,600				
127		359,300	380,100				
128		359,700	380,600				
129		360,100	380,900				
130		360,500	381,400				
131		360,900	381,900				
132		361,300	382,400				
133		361,500	382,700				
134		362,000	383,200				
135		362,400	383,600				
136		362,700	384,000				
137		363,000	384,300				
138		363,400	384,800				
139		363,900	385,300				
140		364,400	385,800				
141		364,700	386,100				
142		365,200					
143		365,700					
144		366,200					
145		366,500					

イ 定年前再任用短時間勤務職員

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	円	円	円	円	円	円	円
給料月額	246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600

備考（ア及びイ共通） この表は、三条市消防職員の階級及び職名に関する規則（平成17年三条市規則第162号）第2条に規定する職員に適用する。

第4条 三条市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の2第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の70」を「100分の68.75」に、「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第16条の5第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定による改正後の三条市職員の給与に関する条例（以下「改正後の職員給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正後の三条市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）第4条第2項の規定並びに改正後の職員給与条例第16条の2及び第16条の5第2項の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の三条市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて令和6年12月に支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。
- 5 改正後の職員給与条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の三条市職員の給与に関する条例の規定に基づいて令和6年4月1日以降に支給された給与は、改正後の職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 6 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議第 3 号参考

三条市特別職の職員の給与に関する条例（抜粋）

（期末手当）

第4条

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。

三条市職員の給与に関する条例（抜粋）

（期末手当）

第16条の2

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5（各給料表において職務の級が7級である職員（第16条の5において「特定管理職員」という。）にあっては100分の102.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の57.5」とする。

（勤勉手当）

第16条の5

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の102.5（特定管理職員にあつては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定管理職員にあつては、100分の60）を乗じて得た額の総額

別表第1（第3条関係）

一般行政職給料表

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額						
号給	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100

11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400

37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	

63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300		
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600		
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800		
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000		
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300		
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600		
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800		
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000		
86	246,800	293,500	340,500	379,200			
87	247,200	293,800	341,000	379,600			
88	247,600	294,100	341,400	380,000			

89	248,000	294,400	341,700	380,400			
90	248,500	294,800	342,100	380,900			
91	248,800	295,100	342,600	381,300			
92	249,100	295,500	343,000	381,700			
93	249,400	295,700	343,200	382,000			
94		295,900	343,600				
95		296,200	344,100				
96		296,600	344,500				
97		296,800	344,700				
98		297,100	345,100				
99		297,500	345,500				
100		297,900	345,800				
101		298,100	346,100				
102		298,400	346,500				
103		298,800	346,900				
104		299,100	347,300				
105		299,300	347,800				
106		299,600	348,200				
107		300,000	348,600				
108		300,300	349,000				
109		300,500	349,500				
110		300,900	349,900				
111		301,300	350,200				
112		301,600	350,500				
113		301,800	351,000				
114		302,000					

115		302,300					
116		302,700					
117		302,900					
118		303,100					
119		303,400					
120		303,700					
121		304,100					
122		304,300					
123		304,600					
124		304,900					
125		305,200					

イ 定年前再任用短時間勤務職員

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	円	円	円	円	円	円	円
給料月額	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

備考（ア及びイ共通） この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。ただし、第18条に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

消防職給料表

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800

2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000
3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200
4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100
5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000
6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000
7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000
8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800
9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500
10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500
11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500
12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500
13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300
14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300
15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300
16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300
17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900
18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900
19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800
20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800
21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500
22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600
23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600
24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600
25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100
26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100
27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100

28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200
29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700
30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500
31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100
32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800
33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400
34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900
35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400
36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800
37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000
38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500
39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000
40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400
41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900
42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200
43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400
44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600
45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600
46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300
47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100
48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900
49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400
50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800
51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200
52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500
53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800

54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200
55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500
56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800
57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100
58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400
59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700
60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000
61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300
62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600
63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900
64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200
65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500
66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800
67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100
68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400
69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600
70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900
71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200
72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400
73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600
74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900
75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200
76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500
77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700
78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	
79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	

80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	
81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	
82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	
83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	
84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	
85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	
86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400		
87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700		
88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000		
89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300		
90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700		
91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100		
92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500		
93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800		
94	302,300	325,900	351,900	385,300			
95	303,400	327,200	353,400	385,900			
96	304,700	328,500	354,800	386,400			
97	305,800	329,700	356,100	386,800			
98	307,000	331,000	357,300	387,200			
99	308,200	332,200	358,400	387,800			
100	309,400	333,400	359,600	388,300			
101	310,500	334,800	360,700	388,700			
102	311,500	335,700	361,800	389,200			
103	312,500	336,700	362,900	389,800			
104	313,500	337,800	364,000	390,300			
105	314,300	338,900	365,200	390,600			

106	314,900	340,000	365,700	391,000			
107	315,500	341,000	366,300	391,500			
108	316,100	342,000	366,900	391,800			
109	316,600	343,200	367,500	392,100			
110	317,100	344,200	368,000	392,600			
111	317,500	345,200	368,500	393,100			
112	318,000	346,100	369,000	393,600			
113	318,800	347,000	369,400	393,900			
114	319,500	347,900	369,800	394,400			
115	320,200	348,900	370,400	394,900			
116	320,800	349,900	370,900	395,400			
117	321,400	350,900	371,300	395,700			
118	322,200	351,300	371,800	396,200			
119	322,900	351,900	372,400	396,700			
120	323,700	352,500	372,900	397,200			
121	324,300	352,800	373,100	397,600			
122	324,600	353,200	373,600	398,100			
123	325,100	353,700	374,100	398,500			
124	325,600	354,100	374,500	399,000			
125	325,900	354,500	375,000	399,400			
126		354,900	375,500				
127		355,400	376,000				
128		355,800	376,500				
129		356,200	376,800				
130		356,600	377,300				
131		357,000	377,800				

132		357,400	378,300				
133		357,600	378,600				
134		358,100	379,100				
135		358,500	379,500				
136		358,800	379,900				
137		359,100	380,200				
138		359,500	380,700				
139		360,000	381,200				
140		360,500	381,700				
141		360,800	382,000				
142		361,300					
143		361,800					
144		362,300					
145		362,600					

イ 定年前再任用短時間勤務職員定年前再任用短時間勤務職員

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	円	円	円	円	円	円	円
給料月額	242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900

備考（ア及びイ共通） この表は、三条市消防職員の階級及び職名に関する規則（平成17年三条市規則第162号）第2条に規定する職員に適用する。

議第 4 号

三条市手数料条例の一部改正について

三条市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年12月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市手数料条例の一部を改正する条例

三条市手数料条例（平成17年三条市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる手数料に係る本市以外の官公署からの請求を除く。

第3条第1項第2号に次のように加える。

ア 別表5の項第11号の規定による計画通知に係る建築物に関する通知

イ 別表5の項第12号の規定による計画通知に係る建築物の建築設備及び工作物に関する通知

ウ 別表5の項第13号の規定による計画通知に係る建築物に関する完了検査

エ 別表5の項第14号の規定による特定工程を含む計画通知に係る建築物に関する中間検査

オ 別表5の項第15号の規定による計画通知に係る建築物の建築設備及び工作物に関する完了検査

カ 別表5の項第16号の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定

キ 別表5の項第77号の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定

ク 別表5の項第78号の規定による変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定

ケ 別表5の項第79号の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付（他の建築物の判定を除く。）

別表5の項第11号を次のように改める。

(11) 確認申請又は計画通知（以下「確認申請等」という。）に係る建築物に関する確認又は通知（以下「確認等」という。） 1件につき 次に掲げる額を合算した額

ア 建築物に関する確認等

床面積の合計	手数料の額	
30平方メートル以内のもの	確認の特例	8,000円
	確認の特例以外	12,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	確認の特例	15,000円
	確認の特例以外	22,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	確認の特例	21,000円
	確認の特例以外	33,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	44,000円	
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	58,000円	
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	83,000円	
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	207,000円	
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	326,000円	
50,000平方メートルを超えるもの	583,000円	
<p>(床面積の合計の算定)</p> <p>(ア)建築物を建築する場合((イ)に掲げる場合及び移転する場合を除く。)当該建築に係る部分の床面積</p> <p>(イ)確認等を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場</p>		

合を除く。)当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)

(ウ)建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合((エ)に掲げる場合を除く。)当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

(エ)確認等を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

(オ)一の申請において、確認の特例以外の建築物のほかに、確認の特例の建築物を含む計画の場合は、それぞれの建築物の床面積を合計し、確認の特例以外に定める床面積の額とする。

イ 住宅部分の仕様基準による省エネルギーの確認等

住宅の種類	床面積	手数料の額
一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	18,000円
	200平方メートル以上のもの	20,000円
一戸建ての住宅以外の	300平方メートル未満のもの	33,000円
住宅(共用部分があるときは、当該部分の床面積を含む。)	300平方メートル以上で2,000平方メートル未満のもの	55,000円
	2,000平方メートル以上で5,000平方メートル未満のもの	95,000円
	5,000平方メートル以上のもの	142,000円

別表5の項第12号中「確認申請に係る建築物の建築設備及び工作物に関する確認」を「確認申請等に係る建築物の建築設備及び工作物に関する確認等」に改め、同号イ中「確認」の次に「等」を加え、同号ウ中「確認申請」の次に「等」を加え、同号エ中「確認を」を「確

認等を」に改め、「確認申請」の次に「等」を加え、同号カ中「確認」の次に「等」を加え、同項第13号を次のように改める。

(13) 確認申請等に係る建築物に関する完了検査 1件につき 次に掲げる額を合算した額

ア イ以外の確認申請等に係る建築物の検査（省エネルギーに関する検査を除く。）

床面積の合計	手数料の額	
		検査の特例
30平方メートル以内のもの	検査の特例以外	18,000円
	検査の特例	17,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	検査の特例以外	23,000円
	検査の特例	23,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	検査の特例以外	32,000円
	42,000円	
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	52,000円	
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	71,000円	
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	160,000円	
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	249,000円	
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	469,000円	
50,000平方メートルを超えるもの		

(床面積の合計の算定)

(ア)確認申請等に係る建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、確認申請等に係る建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1（イにおいて同じ。）

(イ)一の申請において、検査の特例以外の建築物のほか、検査の特例の建築物を含む計画の場合は、それぞれの建築物の床面積を合計し、検査の特例以外に定める床面積の額とする。（イにおいて同じ。）

イ 特定工程を含む確認申請等に係る建築物の検査（省エネルギーに関する検査を除く。）

床面積の合計	手数料の額	
	検査の特例	
30平方メートル以内のもの	検査の特例	13,000円
	検査の特例以外	17,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	検査の特例	16,000円
	検査の特例以外	22,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	検査の特例	21,000円
	検査の特例以外	30,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		40,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの		50,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの		67,000円

2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	150,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	239,000円
50,000平方メートルを超えるもの	460,000円

ウ 非住宅部分のうち工場（自動車修理工場を含む。）、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場又はごみ焼却場その他の処理施設（以下「工場等」という。）以外の省エネルギーに関する検査

床面積の合計	手数料の額
300平方メートル未満のもの	24,000円
300平方メートル以上で1,000平方メートル未満のもの	34,000円
1,000平方メートル以上で2,000平方メートル未満のもの	48,000円
2,000平方メートル以上で5,000平方メートル未満のもの	103,000円
5,000平方メートル以上で10,000平方メートル未満のもの	150,000円
10,000平方メートル以上で25,000平方メートル未満のもの	186,000円
25,000平方メートル以上のもの	226,000円

エ 工場等のみの省エネルギーに関する検査

床面積の合計	手数料の額
300平方メートル未満のもの	9,000円
300平方メートル以上で1,000平方メートル未満のもの	15,000円
1,000平方メートル以上で2,000平方メートル未満のもの	24,000円
2,000平方メートル以上で5,000平方メートル未満のもの	72,000円

5,000平方メートル以上で10,000平方メートル未満のもの	113,000円
10,000平方メートル以上で25,000平方メートル未満のもの	143,000円
25,000平方メートル以上のもの	178,000円

オ 住宅部分の省エネルギーに関する検査

住宅の種類	床面積の合計	手数料の額
一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	11,000円
	200平方メートル以上のもの	12,000円
一戸建ての住宅以外の住宅（共用部分があるときは、当該部分の床面積を含む。）	300平方メートル未満のもの	24,000円
	300平方メートル以上で2,000平方メートル未満のもの	44,000円
	2,000平方メートル以上で5,000平方メートル未満のもの	81,000円
	5,000平方メートル以上のもの	128,000円

別表5の項第14号及び第15号中「確認申請」の次に「等」を加え、同項第69号、第70号、第74号及び第76号中「確認」の次に「等」を加え、同項第77号ア中「標準入力法等」を「非住宅部分のうち標準入力法等」に改め、同号ア(ア)中「（自動車修理工場を含む。）」、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場又はごみ焼却場その他の処理施設（以下「工場等」という。）」を「等」に改め、同号ア(ア)の表300平方メートル以上で1,000平方メートル未満のもの項の前に次のように加える。

300平方メートル未満のもの	211,800円
----------------	----------

別表5の項第77号ア(イ)中「用途が工場等」を「建築物の用途が工場等のみ」に改め、同号ア(イ)の表300平方メートル以上で1,000平方メートル未満のもの項の前に次のように加える。

300平方メートル未満のもの	29,700円
----------------	---------

別表5の項第77号イ中「モデル建物法」を「非住宅部分のうちモデル建物法」に改め、同号イ(ア)の表300平方メートル以上で1,000平方メートル未満のもの項の前に次のように加える。

300平方メートル未満のもの	86,800円
----------------	---------

別表5の項第77号イ(イ)中「工場等」の次に「のみ」を加え、同号イ(イ)の表300平方メートル以上で1,000平方メートル未満のもの項の前に次のように加える。

300平方メートル未満のもの	26,200円
----------------	---------

別表5の項第77号ウを削り、同号に次のように加える。

ウ 住宅部分のうち標準計算法により判定を行う場合 1件につき 次に掲げる額

住宅の種類	床面積	手数料の額
一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	33,300円
	200平方メートル以上のもの	36,800円
一戸建ての住宅以外の住宅（共用部分があるときは、当該部分の床面積を含む。）	300平方メートル未満のもの	65,200円
	300平方メートル以上で2,000平方メートル未満のもの	106,100円
	2,000平方メートル以上で5,000平方メートル未満のもの	177,800円
	5,000平方メートル以上のもの	253,100円

エ 住宅部分のうち仕様・計算併用法により判定を行う場合 1件につき 次に掲げる額

住宅の種類	床面積	手数料の額
一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	25,500円

	200平方メートル以上のもの	27,900円
一戸建ての住宅以	300平方メートル未満のもの	49,200円
外の住宅（共用部	300平方メートル以上で2,000平方メートル未	80,000円
分があるときは、	満のもの	
当該部分の床面積	2,000平方メートル以上で5,000平方メートル	136,300円
を含む。）	未満のもの	
	5,000平方メートル以上のもの	197,400円

オ 住宅部分のうち仕様基準により判定を行う場合 1件につき 次に掲げる額

住宅の種類	床面積	手数料の額
一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	18,000円
	200平方メートル以上のもの	20,000円
一戸建ての住宅以	300平方メートル未満のもの	33,000円
外の住宅（共用部	300平方メートル以上で2,000平方メートル未	55,000円
分があるときは、	満のもの	
当該部分の床面積	2,000平方メートル以上で5,000平方メートル	95,000円
を含む。）	未満のもの	
	5,000平方メートル以上のもの	142,000円

カ 他の建築物のうち非住宅部分の判定を行う場合 1件につき 次に掲げる額

床面積	手数料の額
300平方メートル未満のもの	10,000円
300平方メートル以上で1,000平方メートル未満のもの	19,000円
1,000平方メートル以上で2,000平方メートル未満のもの	28,400円
2,000平方メートル以上で5,000平方メートル未満のもの	76,400円

5,000平方メートル以上で10,000平方メートル未満のもの	118,400円
10,000平方メートル以上で25,000平方メートル未満のもの	148,400円
25,000平方メートル以上のもの	184,400円

キ 他の建築物のうち住宅部分の判定を行う場合 1件につき 次に掲げる額

住宅の種類	床面積	手数料の額
一戸建ての住宅	全てのもの	5,800円
一戸建ての住宅以外 の住宅（共用部 分があるときは、 当該部分の床面積 を含む。）	300平方メートル未満のもの	10,000円
	300平方メートル以上で2,000平方メートル未 満のもの	22,400円
	2,000平方メートル以上で5,000平方メートル 未満のもの	44,600円
	5,000平方メートル以上のもの	76,400円

別表5の項第78号アを次のように改める。

ア 床面積の増加をしようとする場合（住宅部分の仕様基準による判定を除く。） 1
件につき 建築物の用途、判定の方法及び増加しようとする床面積に応じて前号と同
じ方法で算出した額

別表5の項第78号イ(ア)中「標準入力法等」を「非住宅部分のうち標準入力法等」に改め、
同号イ(ア) a の表300平方メートル以上で1,000平方メートル未満のもの項の前に次のよう
に加える。

300平方メートル未満のもの	105,900円
----------------	----------

別表5の項第78号イ(ア) b 中「工場等」の次に「のみ」を加え、同号イ(ア) b の表300平方
メートル以上で1,000平方メートル未満のもの項の前に次のように加える。

300平方メートル未満のもの	14,900円
----------------	---------

別表5の項第78号イ(イ)中「モデル建物法」を「非住宅部分のうちモデル建物法」に改め、

同号イ(イ) a の表300平方メートル以上で1,000平方メートル未満のもの項の前に次のように加える。

300平方メートル未満のもの	43,400円
----------------	---------

別表5の項第78号イ(イ) b 中「工場等」の次に「のみ」を加え、同号イ(イ) b の表300平方メートル以上で1,000平方メートル未満のもの項の前に次のように加える。

300平方メートル未満のもの	13,100円
----------------	---------

別表5の項第78号イに次のように加える。

(ウ)住宅部分のうち標準計算法により判定を行う場合 1件につき 次に掲げる額

住宅の種類	床面積	手数料の額
一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	16,700円
	200平方メートル以上のもの	18,400円
一戸建ての住宅以外の住宅（共用部分があるときは、当該部分の床面積を含む。）	300平方メートル未満のもの	32,600円
	300平方メートル以上で2,000平方メートル未満のもの	53,100円
	2,000平方メートル以上で5,000平方メートル未満のもの	88,900円
	5,000平方メートル以上のもの	126,600円

(エ)住宅部分のうち仕様・計算併用法により判定を行う場合 1件につき 次に掲げる額

住宅の種類	床面積	手数料の額
一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	12,800円
	200平方メートル以上のもの	14,000円
一戸建ての住宅以	300平方メートル未満のもの	24,600円

外の住宅（共用部分があるときは、当該部分の床面積を含む。）	300平方メートル以上で2,000平方メートル未満のもの	40,000円
	2,000平方メートル以上で5,000平方メートル未満のもの	68,200円
	5,000平方メートル以上のもの	98,700円

(オ)住宅部分のうち仕様基準により判定を行う場合 1件につき 次に掲げる額

住宅の種類	床面積	手数料の額
一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	9,000円
	200平方メートル以上のもの	10,000円
一戸建ての住宅以外の住宅（共用部分があるときは、当該部分の床面積を含む。）	300平方メートル未満のもの	16,500円
	300平方メートル以上で2,000平方メートル未満のもの	27,500円
	2,000平方メートル以上で5,000平方メートル未満のもの	47,500円
	5,000平方メートル以上のもの	71,000円

(カ)他の建築物のうち非住宅部分の判定を行う場合 1件につき 次に掲げる額

床面積	手数料の額
300平方メートル未満のもの	5,000円
300平方メートル以上で1,000平方メートル未満のもの	9,500円
1,000平方メートル以上で2,000平方メートル未満のもの	14,200円
2,000平方メートル以上で5,000平方メートル未満のもの	38,200円
5,000平方メートル以上で10,000平方メートル未満のもの	59,200円
10,000平方メートル以上で25,000平方メートル未満のもの	74,200円

25,000平方メートル以上のもの	92,200円
-------------------	---------

(キ)他の建築物のうち住宅部分の判定を行う場合 1件につき 次に掲げる額

住宅の種類	床面積	手数料の額
一戸建ての住宅	全てのもの	2,900円
一戸建ての住宅以	300平方メートル未満のもの	5,000円
外の住宅（共用部	300平方メートル以上で2,000平方メートル	11,200円
分があるときは、	未満のもの	
当該部分の床面積	2,000平方メートル以上で5,000平方メート	22,300円
を含む。）	ル未満のもの	
	5,000平方メートル以上のもの	38,200円

別表5の項第78号ウ及びエを削り、同項第79号を次のように改める。

(79) 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付(他の建築物の判定を除く。) 1件につき 前号と同じ方法で算出した額

別表5の項第80号中「確認」の次に「等」を加え、同号ウ中「第77号ウ」を「第77号カ」に、「額。」を「額」に改め、同号ウただし書を削り、同項第81号イ中「確認」の次に「等」を加え、同号イ(ウ)中「第78号エ」を「第78号イ(カ)」に、「額。」を「額」に改め、同号イ(ウ)ただし書を削り、同項第82号を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第 4 号参考

三条市手数料条例（抜粋）

（手数料の減免）

第3条 次に掲げる場合には、手数料を徴収しない。

(2) 官公署から事務上の必要により請求があったとき。

別表（第2条関係）

5 建設部関係

(11) 建築物に関する確認

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	8,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	15,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	21,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	32,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	58,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	83,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	207,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	326,000円
50,000平方メートルを超えるもの	583,000円
(床面積の合計の算定)	
(ア) 建築物を建築する場合（(イ)に掲げる場合及び移転する場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積	
(イ) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分に	

あつては、当該増加する部分の床面積)

(ウ)建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 ((エ)に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

(エ)確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

(12) 確認申請に係る建築物の建築設備及び工作物に関する確認

イ 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合 1基につき
8,000円 (小荷物専用昇降機については、5,000円)

ウ 確認申請に係る建築物の建築設備を設置する場合 (エに掲げる場合を除く。) 1
の確認申請に係る建築物の建築設備につき 14,000円

エ 確認を受けた確認申請に係る建築物の建築設備の計画の変更をして確認申請に係る
建築物の建築設備を設置する場合 1の確認申請に係る建築物の建築設備につき
8,000円

カ 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 1の工作物につき
7,000円

(13) 確認申請に係る建築物に関する完了検査

ア イ以外の確認申請に係る建築物の場合 1件につき

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	14,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	17,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	23,000円

200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	32,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	52,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	71,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	160,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	249,000円
50,000平方メートルを超えるもの	469,000円
<p>(床面積の合計の算定)</p> <p>確認申請に係る建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、確認申請に係る建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1（イにおいて同じ。）</p>	

イ 特定工程を含む確認申請に係る建築物の場合 1件につき

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	13,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	16,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	21,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	30,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	50,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	67,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	150,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	239,000円
50,000平方メートルを超えるもの	460,000円

(14) 特定工程を含む確認申請に係る建築物に関する中間検査 1件につき

(15) 確認申請に係る建築物の建築設備及び工作物に関する完了検査

イ 確認申請に係る建築物の建築設備 1 の確認申請に係る建築物の建築設備につき
20,000円

(69) 長期優良住宅建築等計画等(長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画をいう。以下同じ。)の認定

ア 新築をしようとする住宅である場合 1 件につき 申請に係る住宅が属する一の建築物の総戸数に応じ、次に掲げる額(当該申請に併せて建築基準関係規定の適合審査の申出があった場合は、当該建築物に関する確認の内容に応じて一の建築物について第11号及び第12号に掲げる手数料の額を加えた額とする。)

イ 新築をしようとする住宅以外の住宅である場合 1 件につき 申請に係る住宅が属する一の建築物の総戸数に応じ、次に掲げる額(当該申請に併せて建築基準関係規定の適合審査の申出があった場合は、当該建築物に関する確認の内容に応じて一の建築物について第11号及び第12号に掲げる手数料の額を加えた額とする。)

(70) 長期優良住宅建築等計画等の変更認定(次号に掲げるものを除く。)

ア 新築の時に認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更である場合 1 件につき 変更申請に係る認定を受けた住宅が属する一の建築物の総戸数に応じ、次に掲げる額(当該申請に併せて建築基準関係規定の適合審査の申出があった場合は、当該建築物に関する確認の内容に応じて一の建築物について第11号及び第12号に掲げる手数料の額を加えた額とする。)

イ 新築の時に認定を受けた長期優良住宅建築等計画以外の長期優良住宅建築等計画等の変更である場合 1 件につき 変更申請に係る認定を受けた住宅が属する一の建築物の総戸数に応じ、次に掲げる額(当該申請に併せて建築基準関係規定の適合審査の申出があった場合は、当該建築物に関する確認の内容に応じて一の建築物について第11号及び第12号に掲げる手数料の額を加えた額とする。)

(74) 低炭素建築物新築等計画の認定 1件につき 次に掲げる額を合算した額(申請に併せて建築基準関係規定の適合審査の申出があった場合は、当該申請の建築物に関する確認の内容に応じて一の建築物について第11号及び第12号に掲げる手数料の額を加えた額とする。)

(76) 前号に規定する以外の低炭素建築物新築等計画の変更認定 1件につき 次に掲げる額を合算した額 (申請に併せて建築基準関係規定の適合審査の申出があった場合は、当該変更申請の建築物に関する確認の内容に応じて一の建築物について第11号及び第12号に掲げる手数料の額を加えた額とする。)

(77) 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定

ア 標準入力法等により判定を行う場合 (建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る建築物以外の建築物 (以下「他の建築物」という。)) を除く。)

(ア)建築物の用途が工場 (自動車修理工場を含む。)、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場又はごみ焼却場その他の処理施設 (以下「工場等」という。) 以外である場合 1件につき 次に掲げる額

床面積	手数料の額
300平方メートル以上で1,000平方メートル未満のもの	262,000円
1,000平方メートル以上で2,000平方メートル未満のもの	336,700円
2,000平方メートル以上で5,000平方メートル未満のもの	476,500円
5,000平方メートル以上で10,000平方メートル未満のもの	584,700円
10,000平方メートル以上で25,000平方メートル未満のもの	689,400円
25,000平方メートル以上のもの	785,200円

(イ)用途が工場等の場合 1件につき 次に掲げる額

床面積	手数料の額
300平方メートル以上で1,000平方メートル未満のもの	36,800円
1,000平方メートル以上で2,000平方メートル未満のもの	47,600円
2,000平方メートル以上で5,000平方メートル未満のもの	99,900円
5,000平方メートル以上で10,000平方メートル未満のもの	143,300円
10,000平方メートル以上で25,000平方メートル未満のもの	174,900円
25,000平方メートル以上のもの	214,100円

イ モデル建物法により判定を行う場合（他の建築物を除く。）

(ア) 建築物の用途が工場等以外である場合 1件につき 次に掲げる額

床面積	手数料の額
300平方メートル以上で1,000平方メートル未満のもの	107,600円
1,000平方メートル以上で2,000平方メートル未満のもの	139,200円
2,000平方メートル以上で5,000平方メートル未満のもの	219,500円
5,000平方メートル以上で10,000平方メートル未満のもの	283,700円
10,000平方メートル以上で25,000平方メートル未満のもの	339,000円
25,000平方メートル以上のもの	396,200円

(イ) 建築物の用途が工場等である場合 1件につき 次に掲げる額

床面積	手数料の額
300平方メートル以上で1,000平方メートル未満のもの	32,900円
1,000平方メートル以上で2,000平方メートル未満のもの	42,800円
2,000平方メートル以上で5,000平方メートル未満のもの	94,000円
5,000平方メートル以上で10,000平方メートル未満のもの	136,800円
10,000平方メートル以上で25,000平方メートル未満のもの	167,700円

25,000平方メートル以上のもの	205,800円
-------------------	----------

ウ 他の建築物の判定を行う場合 1件につき 次に掲げる額

床面積	手数料の額
300平方メートル以上で1,000平方メートル未満のもの	19,000円
1,000平方メートル以上で2,000平方メートル未満のもの	28,400円
2,000平方メートル以上で5,000平方メートル未満のもの	76,400円
5,000平方メートル以上で10,000平方メートル未満のもの	118,400円
10,000平方メートル以上で25,000平方メートル未満のもの	148,400円
25,000平方メートル以上のもの	184,400円

(78) 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定

ア 床面積の増加をしようとする場合（他の建築物を除く。）

(ア) 標準入力法等により判定を行う場合

a 建築物の用途が工場等以外である場合 1件につき 増加しようとする床面積に応じて前号ア(ア)と同じ方法で算出した額。ただし、当該床面積が300平方メートル未満のものは、211,800円

b 建築物の用途が工場等である場合 1件につき 増加しようとする床面積に応じて前号ア(イ)と同じ方法で算出した額。ただし、当該床面積が300平方メートル未満のものは、29,700円

(イ) モデル建物法により判定を行う場合

a 建築物の用途が工場等以外である場合 1件につき 増加しようとする床面積に応じて前号イ(ア)と同じ方法で算出した額。ただし、当該床面積が300平方メートル未満のものは、86,800円

b 建築物の用途が工場等である場合 1件につき 増加しようとする床面積に

じて前号イ(イ)と同じ方法で算出した額。ただし、当該床面積が300平方メートル未満のものは、26,200円

イ その他の場合（他の建築物を除く。）

(ア)標準入力法等により判定を行う場合

a 建築物の用途が工場等以外である場合 1件につき 次に掲げる額

床面積	手数料の額
300平方メートル以上で1,000平方メートル未満のもの	131,000円
1,000平方メートル以上で2,000平方メートル未満のもの	168,400円
2,000平方メートル以上で5,000平方メートル未満のもの	238,300円
5,000平方メートル以上で10,000平方メートル未満のもの	292,400円
10,000平方メートル以上で25,000平方メートル未満のもの	344,700円
25,000平方メートル以上のもの	392,600円

b 建築物の用途が工場等である場合 1件につき 次に掲げる額

床面積	手数料の額
300平方メートル以上で1,000平方メートル未満のもの	18,400円
1,000平方メートル以上で2,000平方メートル未満のもの	23,800円
2,000平方メートル以上で5,000平方メートル未満のもの	50,000円
5,000平方メートル以上で10,000平方メートル未満のもの	71,700円
10,000平方メートル以上で25,000平方メートル未満のもの	87,500円
25,000平方メートル以上のもの	107,100円

(イ)モデル建物法により判定を行う場合

a 建築物の用途が工場等以外である場合 1件につき 次に掲げる額

床面積	手数料の額
-----	-------

300平方メートル以上で1,000平方メートル未満のもの	53,800円
1,000平方メートル以上で2,000平方メートル未満のもの	69,600円
2,000平方メートル以上で5,000平方メートル未満のもの	109,800円
5,000平方メートル以上で10,000平方メートル未満のもの	141,900円
10,000平方メートル以上で25,000平方メートル未満のもの	169,500円
25,000平方メートル以上のもの	198,100円

b 建築物の用途が工場等である場合 1件につき 次に掲げる額

床面積	手数料の額
300平方メートル以上で1,000平方メートル未満のもの	16,500円
1,000平方メートル以上で2,000平方メートル未満のもの	21,400円
2,000平方メートル以上で5,000平方メートル未満のもの	47,000円
5,000平方メートル以上で10,000平方メートル未満のもの	68,400円
10,000平方メートル以上で25,000平方メートル未満のもの	83,900円
25,000平方メートル以上のもの	102,900円

ウ 床面積の増加をしようとする場合（他の建築物に限る。） 1件につき 増加しようとする床面積に応じて前号ウと同じ方法で算出した額。ただし、当該床面積が300平方メートル未満のものは、10,000円

エ その他の場合（他の建築物に限る。） 1件につき 次に掲げる額

床面積	手数料の額
300平方メートル以上で1,000平方メートル未満のもの	9,500円
1,000平方メートル以上で2,000平方メートル未満のもの	14,200円
2,000平方メートル以上で5,000平方メートル未満のもの	38,200円
5,000平方メートル以上で10,000平方メートル未満のもの	59,200円

10,000平方メートル以上で25,000平方メートル未満のもの	74,200円
25,000平方メートル以上のもの	92,200円

(79) 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付

ア 標準入力法等により判定を行う場合 1件につき 前号イ(ア)と同じ方法で算出した額

イ モデル建物法により判定を行う場合 1件につき 前号イ(イ)と同じ方法で算出した額

(80) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 1件につき 次に掲げる額を合算した額（申請に併せて建築基準関係規定の適合審査の申出があった場合は、当該申請の建築物に関する確認の内容に応じて一の建築物について第11号及び第12号に掲げる手数料の額を加えた額とする。）

ウ 非住宅部分について技術的審査を行わない場合 第77号ウと同じ方法で算出した額。ただし、床面積が300平方メートル未満のものは、10,000円

(81) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定

イ その他の場合 1件につき 次に掲げる額を合算した額（申請に併せて建築基準関係規定の適合審査の申出があった場合は、当該申請の建築物に関する確認の内容に応じて一の建築物について第11号及び第12号に掲げる手数料の額を加えた額とする。）

(ウ)非住宅部分について技術的審査を行わない場合 第78号エと同じ方法で算出した額。ただし、床面積が300平方メートル未満のものは、5,000円

(82) 建築物エネルギー消費性能基準適合の認定 1件につき 次に掲げる額を合算した額

ア 住宅部分について建築物エネルギー消費性能が基準に適合するかの審査（以下この号において「技術的審査」という。）を行わない場合 次に掲げる額

住宅の種類	床面積	手数料の額
一戸建ての住宅	全てのもの	5,800円
一戸建ての住宅	300平方メートル未満のもの	10,000円
以外の住宅（共用部分があるとき	300平方メートル以上で2,000平方メートル未	22,400円
は、当該部分の床面積を含む。）	満のもの	44,600円
	2,000平方メートル以上で5,000平方メートル未満のもの	76,400円
	5,000平方メートル以上のもの	

イ 住宅部分について性能基準により技術的審査を行う場合 次に掲げる額

住宅の種類	床面積	手数料の額
一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	32,200円
	200平方メートル以上のもの	35,800円
一戸建ての住宅	300平方メートル未満のもの	63,400円
以外の住宅（共用部分があるとき	300平方メートル以上で2,000平方メートル未	107,600円
は、当該部分の床面積を含む。）	満のもの	180,200円
	2,000平方メートル以上で5,000平方メートル未満のもの	256,500円
	5,000平方メートル以上のもの	

ウ 住宅部分についてモデル住宅法等による基準又は仕様基準により技術的審査を行う

場合 次に掲げる額

住宅の種類	床面積	手数料の額
一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	17,200円
	200平方メートル以上のもの	18,400円

一戸建ての住宅	300平方メートル未満のもの	31,000円
以外の住宅（共用部分があるとき	300平方メートル以上で2,000平方メートル未	55,400円
は、当該部分の床面積を含む。）	満のもの	
	2,000平方メートル以上で5,000平方メートル	96,800円
	未満のもの	
	5,000平方メートル以上のもの	144,200円

エ 非住宅部分について技術的審査を行わない場合 第77号ウと同じ方法で算出した額。

ただし、床面積が300平方メートル未満のものは、10,000円

オ 非住宅部分について標準入力法等により技術的審査を行う場合 第80号エと同じ方法で算出した額

カ 非住宅部分についてモデル建物法により技術的審査を行う場合 第80号オと同じ方法で算出した額

議第 5 号

三条市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部改正について

三条市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年12月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三条市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例（平成26年三条市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

第3条第2項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第4条中「人員配置基準」の次に「（地域包括支援センター運営部会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営部会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

別表おおむね1,000人未満の項及びおおむね1,000人以上2,000人未満の項中「第4条各号」を「第4条第1項各号」に改め、同表おおむね2,000人以上3,000人未満の項中「第4条第1号」を「第4条第1項第1号」に、「同条第2号」を「同項第2号」に改め、同表おおむね3,000人以上6,000人未満の項中「第4条各号」を「第4条第1項各号」に改め、同表おおむね6,000人以上の項第1号中「第4条各号」を「第4条第1項各号」に改め、同項第2号及び

第3号中「第4条各号」を「第4条第1項各号」に、「同条各号」を「同項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 5 号参考

三条市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センターの人員等に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第3条

2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営部会（三条市介護保険条例（平成17年三条市条例第108号）第4条に規定する三条市介護保険運営協議会が同条例第5条第5項の規定により置く地域包括支援センター運営部会をいう。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

（地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数）

第4条 地域包括支援センターに置くべき職員は次のとおりとし、一の地域包括支援センターが担当する区域（以下「担当区域」という。）ごとに置くべき職員の員数は、原則として別表の左欄に掲げる担当区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる人員配置基準によるものとする。

別表（第4条関係）

担当区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	第4条各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第4条各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）

<p>おおむね2,000人以上3,000人未満</p>	<p>専らその職務に従事する常勤の第4条第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同条第2号又は第3号に掲げる者のうちから1人</p>
<p>おおむね3,000人以上6,000人未満</p>	<p>専らその職務に従事する常勤の第4条各号に掲げる者それぞれ1人</p>
<p>おおむね6,000人以上</p>	<p>(1) 当該担当区域における後期高齢者の数がおおむね3,600人未満の場合</p> <p>専らその職務に従事する常勤の第4条各号に掲げる者それぞれ1人</p> <p>(2) 当該担当区域における後期高齢者の数がおおむね3,600人以上4,500人未満の場合</p> <p>専らその職務に従事する常勤の第4条各号に掲げる者それぞれ1人及び同条各号に掲げる者のうちから1人</p> <p>(3) 当該担当区域における後期高齢者の数がおおむね4,500人以上5,400人未満の場合</p> <p>専らその職務に従事する常勤の第4条各号に掲げる者それぞれ1人及び同条各号に掲げる者のうちから2人</p> <p>(4) 当該担当区域における後期高齢者の数がおおむね5,400人以上の場合</p> <p>市長が別に定める員数</p>

議第 6 号

三条市営住宅条例の一部改正について

三条市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年12月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市営住宅条例の一部を改正する条例

三条市営住宅条例（平成17年三条市条例第161号）の一部を次のように改正する。

目次、第1条、第2条及び第3条第5号中「若者世帯向け賃貸住宅」を「定住促進賃貸住宅」に改める。

第22条第3項、第38条第1項第3号及び第47条第1項第3号中「き損」を「毀損」に改める。

第5章の章名並びに第49条第1項及び第3項第1号中「若者世帯向け賃貸住宅」を「定住促進賃貸住宅」に改める。

第50条第1項中「若者世帯向け賃貸住宅」を「定住促進賃貸住宅」に改め、同項第1号を削り、同項中第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第51条中「三条市若者世帯向け賃貸住宅」を「定住促進賃貸住宅」に改める。

第52条第1項及び第2項第2号、第53条並びに第54条第1号中「若者世帯向け賃貸住宅」を「定住促進賃貸住宅」に改める。

第56条第3項第3号中「若者世帯向け賃貸住宅」を「定住促進賃貸住宅」に、「き損」を「毀損」に改め、同項第4号中「若者世帯向け賃貸住宅」を「定住促進賃貸住宅」に改める。

第62条第1項及び第63条第2項中「若者世帯向け賃貸住宅」を「定住促進賃貸住宅」に改める。

別表第3 飯田特定公共賃貸住宅の項中「飯田特定公共賃貸住宅」を「コーポラス飯田ファミリア」に、「47,000円」を「40,000円」に改める。

別表第4中「若者世帯向け賃貸住宅」を「定住促進賃貸住宅」に、「コーポラス・飯田1号」を「コーポラス飯田1号」に、「コーポラス・飯田2号」を「コーポラス飯田2号」に改める。

別表第5中「飯田特定公共賃貸住宅」を「コーポラス飯田ファミリア」に、「コーポラス・飯田1号・2号」を「コーポラス飯田1号・2号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の三条市営住宅条例第50条第1項に規定する入居者の資格又は同条例別表第3に規定する1戸当たりの家賃月額による入居者の募集、選定及び決定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(三条市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

- 3 三条市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年三条市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の15の項及び別表第2の13の項中「若者世帯向け賃貸住宅」を「定住促進賃貸住宅」に改める。

議第 6 号参考

三条市営住宅条例（抜粋）

目次

第5章 若者世帯向け賃貸住宅（第49条—第53条）

（趣旨）

第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号。以下「改良法」という。）、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特定住宅法」という。）その他の法令で定めるもののほか、市営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅及び若者世帯向け賃貸住宅の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市民の居住の安定と福祉の増進を図るため、公営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅及び若者世帯向け賃貸住宅を設置する。

2 公営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅及び若者世帯向け賃貸住宅の名称、所在地、戸数等は、それぞれ別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4のとおりとする。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(5) 若者世帯向け賃貸住宅 若年層の定住及び地域の活性化を促進するため市が管理、運営を行う賃貸住宅で、法、改良法及び特定住宅法の規定によらないものをいう。

（入居者の保管義務）

第22条

3 入居者は、自己の責めに帰すべき事由により市営住宅又は共同施設を滅失し、又はき損したときは、これを原状に復し、又は市長の認定に基づきその損害を賠償しなければならない

ない。

(住宅の明渡しの請求等)

第38条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入居者に対して市営住宅の明渡しを請求することができる。

(3) 入居者が市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。

(住宅の明渡しの請求等)

第47条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入居者に対して特定公共賃貸住宅の明渡しを請求することができる。

(3) 入居者が特定公共賃貸住宅又は共同施設を故意にき損したとき。

第5章 若者世帯向け賃貸住宅の管理

(入居者の募集方法)

第49条 市長は、若者世帯向け賃貸住宅の入居者を公募するものとする。

3 前2項の規定による公募は、少なくとも次に掲げる事項を示して行うものとする。

(1) 賃貸住宅が若者世帯向け賃貸住宅であること。

(入居者の資格)

第50条 若者世帯向け賃貸住宅に入居することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 入居申込日において、満年齢の合計が70以下である夫婦（婚約中の者を含む。）とその親族

(入居者の選定)

第51条 入居の申込みを受理した戸数が三条市若者世帯向け賃貸住宅の戸数を超える場合においては、公開抽選その他公正な方法により入居者を選定するものとする。

(家賃の額及び変更)

第52条 若者世帯向け賃貸住宅の入居者の毎月の家賃の額は、別表第4に定めるとおりとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、家賃を変更することができる。

(2) 若者世帯向け賃貸住宅に改良を施したとき。

(準用)

第53条 若者世帯向け賃貸住宅の管理については、第8条第1項及び第2項、第10条から第12条まで、第13条第1項及び第3項、第14条、第17条、第19条から第23条まで、第37条並びに第47条の規定を準用する。

(使用者の資格)

第54条 共同施設として整備された駐車場（以下「駐車場」という。）を使用することができる者は、次の条件を具備する者とする。

(1) 公営住宅、特定公共賃貸住宅又は若者世帯向け賃貸住宅の入居者又は同居者であること。

(使用者の選考)

第56条

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、申込者を駐車場の使用者として決定しないことができる。

(3) 申込者が公営住宅、特定公共賃貸住宅、若者世帯向け賃貸住宅又は共同施設を故意にき損したとき。

(4) 申込者が正当な理由によらないで引き続き15日以上公営住宅、特定公共賃貸住宅又は若者世帯向け賃貸住宅を使用していないとき。

(住宅監理員及び住宅管理人)

第62条 市営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅及び若者世帯向け賃貸住宅並びに共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅等の環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導をするため住宅監理員を置く。

(立入検査)

第63条

- 2 前項の規定により検査を行う者は、現に使用している市営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅又は若者世帯向け賃貸住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅又は若者世帯向け賃貸住宅の入居者の承諾を得なければならない。

別表第3（第2条、第46条関係）

特定公共賃貸住宅

名称	位置	構造	棟数	管理戸数	建設年度	1戸当たりの家賃月額
飯田特定公共賃貸住宅	三条市飯田 2271番地	準耐火構造 2階建	1	10	平成9年度	47,000円

別表第4（第2条、第52条関係）

若者世帯向け賃貸住宅

名称	位置	構造	棟数	管理戸数	建設年度	1戸当たりの家賃月額
コーポラス・飯田1号	三条市飯田 2277番地1	耐火構造 3階建	1	6	平成13年度	30,000円
コーポラス・飯田2号	三条市飯田 2277番地1	耐火構造 3階建	1	6	平成14年度	30,000円

別表第5（第58条関係）

名称		駐車場使用料月額
公 営	曲渕住宅	3,500円
	月岡百刈住宅1号～6号	3,500円
	南四日町住宅A・B	2,900円

西大崎住宅	2,800円
飯田特定公共賃貸住宅	3,000円
コーポラス・飯田1号・2号	

三条市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（抜粋）

別表第1（第3条関係）

執行機関	事務
15 市長	若者世帯向け賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
13 市長	若者世帯向け賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		障がい者関係情報であって規則で定めるもの

議第 7 号

三条市ものづくり拠点施設の指定管理者の指定について

三条市ものづくり拠点施設の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和6年12月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

1 指定管理者となる団体

東京都目黒区青葉台一丁目14番15号

株式会社ものづくり学校

代表取締役 高 山 勝 樹

2 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第 8 号

三条市吉ヶ平自然体感の郷の指定管理者の指定について

三条市吉ヶ平自然体感の郷の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和6年12月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

1 指定管理者となる団体

三条市荻堀714番地4

吉ヶ平管理組合

会長 鈴木 貞 男

2 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

三条市民プールの指定管理者の指定について

三条市民プールの指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和6年12月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

1 指定管理者となる団体

新潟市中央区東堀前通六番町1061番地

環境をサポートする株式会社きらめき

代表取締役 山 田 茂 孝

2 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第 10 号

新潟県市町村総合事務組合格約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び第290条の規定により、新潟県市町村総合事務組合格約を次のとおり変更するものとする。

令和6年12月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

新潟県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合同規約（平成16年総行市第30号許可）の一部を次のように変更する。

別表第2の2の項及び3の項中「糸魚川市」の次に「、妙高市」を加える。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議第 10 号参考

新潟県市町村総合事務組合同規約（抜粋）

別表第 2（第 3 条関係）

共同処理する事務	組合市町村等
<p>2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第3項の規定による公平委員会の設置</p>	<p>小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、五泉市、佐渡市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村、栗島浦村、上越広域伝染病院組合、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合、新潟県中越福祉事務組合、下越福祉行政組合、新発田地域広域事務組合、加茂市・田上町消防衛生保育組合、十日町地域広域事務組合、新潟県中東福祉事務組合、五泉地域衛生施設組合、豊栄郷清掃施設処理組合、さくら福祉保健事務組合、西蒲原福祉事務組合、燕・弥彦総合事務組合、魚沼地区障害福祉組合、魚沼地域特別養護老人ホーム組合、津南地域衛生施設組合、新潟県後期高齢者医療広域連合</p>
<p>3 地方公務員法第8条第2項に規定する公平委員会の権限</p>	<p>小千谷市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、五泉市、佐渡市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村、</p>

栗島浦村、上越広域伝染病院組合、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合、新潟県中越福祉事務組合、下越福祉行政組合、新発田地域広域事務組合、加茂市・田上町消防衛生保育組合、十日町地域広域事務組合、新潟県中東福祉事務組合、五泉地域衛生施設組合、豊栄郷清掃施設処理組合、さくら福祉保健事務組合、西蒲原福祉事務組合、燕・弥彦総合事務組合、魚沼地区障害福祉組合、魚沼地域特別養護老人ホーム組合、津南地域衛生施設組合、新潟県後期高齢者医療広域連合

議第 11 号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、市道路線を次のように認定する。

令和6年12月2日提出

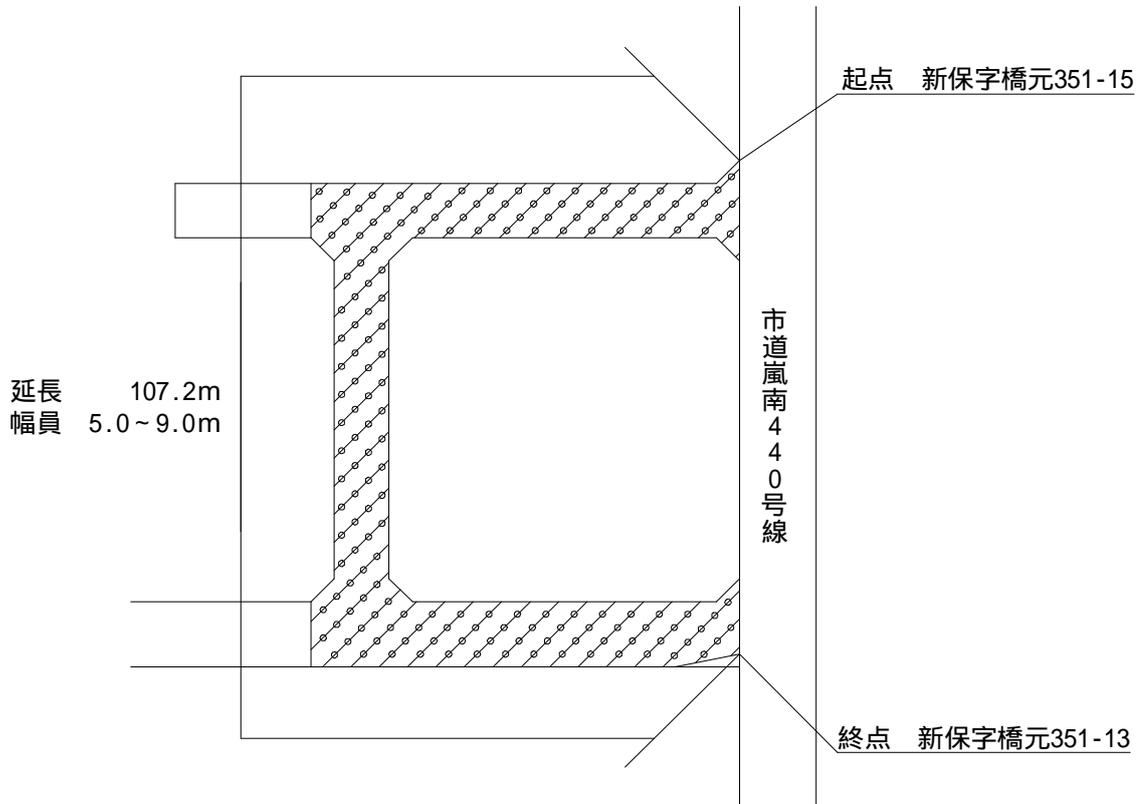
三条市長 滝 沢 亮

記

認定路線

路線番号	路線名	起	点	延長 m	幅員 m	添付図
		終	点			
嵐南451	新保451号線	新保字橋元351-15		107.2	5.0~9.0	1
		新保字橋元351-13				

添付図 1 市道新保451号線



凡例

市道路線に 認定する区間

凡例

舗装済区間

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故による物的損害について、次のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

令和6年12月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

1 事故発生年月日

令和6年8月16日

2 事故発生場所

三条市上須頃地内 市道

3 事故の状況

職員が公用車を運転中、交差点における安全確認の不足により優先道路を走行中の相手方の車両に衝突し、破損させた。

4 相手方の住所氏名

5 損害賠償の額

505,778円

6 和解内容

市及び相手方は、本事件について、今後どのような事情が生じても、異議申立て、告訴、
告発又は請求は一切しないものとする。

令和6年度三条市一般会計補正予算

令和6年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,833,052千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,041,503千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和6年12月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		千円 10,750,112	千円 802,612	千円 11,552,724
	1 地方交付税	10,750,112	802,612	11,552,724
15 国庫支出金		7,248,100	7,262	7,255,362
	1 国庫負担金	4,381,051	7,262	4,388,313
16 県支出金		3,034,080	12,026	3,046,106
	1 県負担金	1,956,515	358	1,956,873
	2 県補助金	987,138	11,668	998,806
17 財産収入		57,356	425	57,781
	1 財産運用収入	57,343	425	57,768
18 寄附金		600,184	801,223	1,401,407
	1 寄附金	600,184	801,223	1,401,407
19 繰入金		8,356,150	208,998	8,565,148
	2 基金繰入金	8,352,733	208,998	8,561,731
21 諸収入		1,740,319	506	1,740,825
	5 雑入	371,884	506	372,390
歳 入 合 計		54,208,451	1,833,052	56,041,503

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 250,637	千円 2,773	千円 253,410
	1 議会費	250,637	2,773	253,410
2 総務費		8,891,405	1,595,750	10,487,155
	1 総務管理費	8,181,729	1,567,327	9,749,056
	2 徴税費	366,090	18,680	384,770
	3 戸籍住民基本台帳費	196,296	8,564	204,860
	6 監査委員費	40,944	1,179	42,123
3 民生費		16,168,954	134,073	16,303,027
	1 社会福祉費	7,898,059	22,839	7,920,898
	2 児童福祉費	7,314,562	106,326	7,420,888
	3 生活保護費	918,527	4,908	923,435
4 衛生費		3,860,424	1,610	3,862,034
	1 保健衛生費	2,177,324	△2,975	2,174,349
	2 清掃費	1,683,100	4,585	1,687,685
6 農林水産業費		911,013	25,307	936,320
	1 農業費	858,076	25,307	883,383
7 商工費		2,012,103	△368	2,011,735
	1 商工費	2,012,103	△368	2,011,735
8 土木費		6,511,406	11,403	6,522,809
	1 土木管理費	768,720	479	769,199
	2 道路橋梁費	2,950,660	370	2,951,030
	3 河川費	199,246		199,246
	4 都市計画費	2,433,147	9,702	2,442,849
	5 住宅費	159,633	852	160,485

款	項	補正前の額	補正額	計
9 消防費		千円 1,584,427	千円 30,973	千円 1,615,400
	1 消防費	1,584,427	30,973	1,615,400
10 教育費		5,200,940	31,531	5,232,471
	1 教育総務費	1,133,175	13,660	1,146,835
	2 小学校費	823,293	2,817	826,110
	3 中学校費	929,386	2,896	932,282
	4 小中一体校費	566,343	4,639	570,982
	5 幼稚園費	2,405	38	2,443
	6 社会教育費	696,761	3,716	700,477
	7 保健体育費	1,049,577	3,765	1,053,342
歳 出 合 計		54,208,451	1,833,052	56,041,503

第2表 債務負担行為補正

1 追加

番号	事 項	期 間	限 度 額
1	市民総合窓口業務委託料	令和7年度から 令和11年度まで	千円 334,400

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
11 地方交付税	10,750,112	802,612	11,552,724
15 国庫支出金	7,248,100	7,262	7,255,362
16 県支出金	3,034,080	12,026	3,046,106
17 財産収入	57,356	425	57,781
18 寄附金	600,184	801,223	1,401,407
19 繰入金	8,356,150	208,998	8,565,148
21 諸収入	1,740,319	506	1,740,825
歳入合計	54,208,451	1,833,052	56,041,503

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	250,637	2,773	253,410
2 総務費	8,891,405	1,595,750	10,487,155
3 民生費	16,168,954	134,073	16,303,027
4 衛生費	3,860,424	1,610	3,862,034
6 農林水産業費	911,013	25,307	936,320
7 商工費	2,012,103	△368	2,011,735
8 土木費	6,511,406	11,403	6,522,809
9 消防費	1,584,427	30,973	1,615,400
10 教育費	5,200,940	31,531	5,232,471
歳 出 合 計	54,208,451	1,833,052	56,041,503

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 地方債	財 その他	源 一般財源
千円	千円	千円	千円
			2,773
		796,757	798,993
7,620		793	125,660
		50	1,560
11,668			13,639
			△368
		119	11,284
			30,973
		4,435	27,096
19,288		802,154	1,011,610

2 歳 入

1 1 款 地方交付税（補正額 802,612千円：補正後の額 11,552,724千円）

1 項 地方交付税（補正額 802,612千円：補正後の額 11,552,724千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 地方交付税	10,750,112	802,612	11,552,724
計	10,750,112	802,612	11,552,724

1 5 款 国庫支出金（補正額 7,262千円：補正後の額 7,255,362千円）

1 項 国庫負担金（補正額 7,262千円：補正後の額 4,388,313千円）

1 民生費国庫負担金	4,378,252	7,262	4,385,514
計	4,381,051	7,262	4,388,313

1 6 款 県支出金（補正額 12,026千円：補正後の額 3,046,106千円）

1 項 県負担金（補正額 358千円：補正後の額 1,956,873千円）

2 民生費県負担金	1,798,557	358	1,798,915
計	1,956,515	358	1,956,873

1 6 款 県支出金（補正額 12,026千円：補正後の額 3,046,106千円）

2 項 県補助金（補正額 11,668千円：補正後の額 998,806千円）

4 農林水産業費県補助金	377,153	11,668	388,821
計	987,138	11,668	998,806

節		区 分	金 額	説	明
1	地方交付税		千円 802,612	普通交付税	千円 802,612

1	社会福祉費負担金		3,274	保険基盤安定等負担金	3,274
2	児童福祉費負担金		3,988	障がい児通所給付費負担金	3,988

1	社会福祉費負担金		△1,636	保険基盤安定等負担金	△1,636
2	児童福祉費負担金		1,994	障がい児通所給付費負担金	1,994

1	農業費補助金		11,668	中山間地域所得確保推進事業補助金 農地集積・集約化促進事業費補助金	5,000 6,668

1 1 款 地方交付税 1 5 款 国庫支出金 1 6 款 県支出金

17款 財産収入（補正額 425千円：補正後の額 57,781千円）

1項 財産運用収入（補正額 425千円：補正後の額 57,768千円）

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 利子及び配当金	10,726	425	11,151
計	57,343	425	57,768

18款 寄附金（補正額 801,223千円：補正後の額 1,401,407千円）

1項 寄附金（補正額 801,223千円：補正後の額 1,401,407千円）

1 総務費寄附金	589,979	796,332	1,386,311
2 民生費寄附金	1	793	794
3 土木費寄附金	127	119	246
4 教育費寄附金	77	3,929	4,006
6 衛生費寄附金		50	50
計	600,184	801,223	1,401,407

19款 繰入金（補正額 208,998千円：補正後の額 8,565,148千円）

2項 基金繰入金（補正額 208,998千円：補正後の額 8,561,731千円）

1 財政調整基金繰入金	8,200,527	208,998	8,409,525
計	8,352,733	208,998	8,561,731

21款 諸収入（補正額 506千円：補正後の額 1,740,825千円）

5項 雑入（補正額 506千円：補正後の額 372,390千円）

1 雑入	371,884	506	372,390
計	371,884	506	372,390

節		説	明
区 分	金 額		
2 基金運用収入	千円 425	財政調整基金収入	千円 425

1 総務費寄附金	796,332	ふるさと三条応援寄附金 交通安全寄附金 被災地支援寄附金	795,372 300 660
1 民生費寄附金	793	社会福祉寄附金	793
1 土木費寄附金	119	河川管理寄附金 公園施設運営寄附金	100 19
1 教育費寄附金	3,929	諸橋轍次博士奨学基金寄附金 教育振興寄附金 体育振興寄附金	3,172 135 622
1 衛生費寄附金	50	環境衛生寄附金	50

1 財政調整基金 繰入金	208,998	財政調整基金繰入金	208,998

2 雑入	506	共済金	506

17款 財産収入 18款 寄附金 19款 繰入金 21款 諸収入

3 歳 出

1 款 議会費（補正額 2,773千円：補正後の額 253,410千円）

1 項 議会費（補正額 2,773千円：補正後の額 253,410千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	千円 250,637	千円 2,773	千円 253,410	千円	千円	千円	千円 2,773
計	250,637	2,773	253,410				2,773

2 款 総務費（補正額 1,595,750千円：補正後の額 10,487,155千円）

1 項 総務管理費（補正額 1,567,327千円：補正後の額 9,749,056千円）

1 一般管理費	1,564,601	80,216	1,644,817			寄附金 660 660	79,556
5 財政調整基金費	596,995	795,797	1,392,792			795,797 財産収入 425 寄附金 795,372	
7 まちづくり推進費	2,347,969	691,014	3,038,983				691,014
11 交通対策費	212,121	300	212,421			寄附金 300 300	
計	8,181,729	1,567,327	9,749,056			796,757	770,570

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
2 給料	1,037	010 職員人件費（人事課）	2,279
		2 一般職給	1,037
3 職員手当等	1,317	3 期末手当	454
		3 勤勉手当	369
4 共済費	419	4 共済組合負担金	419
		020 議会活動費（議会事務局）	494
		3 議員期末手当	494

1 報酬	6,267	010 職員人件費（人事課）	79,556
		1 一般任用職員報酬	6,267
2 給料	21,827	2 一般職給	21,827
		3 期末手当	5,828
3 職員手当等	48,318	3 勤勉手当	4,768
		3 退職手当	37,722
4 共済費	3,144	4 共済組合負担金	3,144
25 寄附金	660	080 一般経費（行政課）	660
		25 災害見舞金	660
24 積立金	795,797	010 財政調整基金費（財務課）	795,797
		24 財政調整基金積立金	795,797
7 報償費	413,500	110 ふるさと三条応援寄附金推進事業費（営業戦略室）	691,014
		7 報償品購入費	413,500
11 役務費	198,334	11 手数料	198,334
		12 電話対応業務委託料	2,907
12 委託料	79,180	12 運搬業務等委託料	63,088
		12 証明書発行業務委託料	13,185
10 需用費	300	010 交通安全対策費（環境課）	300
		10 消耗品費	300

1 款 議会費 2 款 総務費

2 款 総務費（補正額 1,595,750千円：補正後の額 10,487,155千円）

2 項 徴税費（補正額 18,680千円：補正後の額 384,770千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 税務総務費	千円 291,289	千円 9,746	千円 301,035	千円	千円	千円	千円 9,746
2 賦課徴収費	74,631	8,934	83,565				8,934
計	366,090	18,680	384,770				18,680

2 款 総務費（補正額 1,595,750千円：補正後の額 10,487,155千円）

3 項 戸籍住民基本台帳費（補正額 8,564千円：補正後の額 204,860千円）

1 戸籍住民基本台帳費	196,296	8,564	204,860				8,564
計	196,296	8,564	204,860				8,564

2 款 総務費（補正額 1,595,750千円：補正後の額 10,487,155千円）

6 項 監査委員費（補正額 1,179千円：補正後の額 42,123千円）

1 監査委員費	40,944	1,179	42,123				1,179
計	40,944	1,179	42,123				1,179

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
1 報酬	3,626	010 職員人件費（人事課）	9,746
		1 一般任用職員報酬	3,626
2 給料	4,147	2 一般職給	4,147
		3 期末手当	864
3 職員手当等	1,411	3 勤勉手当	547
		4 共済組合負担金	562
4 共済費	562		
12 委託料	8,934	010 賦課事務費（税務課）	8,934
		12 賦課事務補助業務委託料	8,934

1 報酬	2,168	010 職員人件費（人事課）	8,564
		1 一般任用職員報酬	2,168
2 給料	3,045	2 一般職給	3,045
		3 期末手当	1,928
3 職員手当等	3,351	3 勤勉手当	1,423

2 給料	614	010 職員人件費（人事課）	1,179
		2 一般職給	614
3 職員手当等	565	3 期末手当	316
		3 勤勉手当	249

2 款 総務費

3款 民生費（補正額 134,073千円：補正後の額 16,303,027千円）

1項 社会福祉費（補正額 22,839千円：補正後の額 7,920,898千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	千円 2,085,433	千円 12,501	千円 2,097,934	千円 1,638 国庫支出金 3,274 県支出金 △1,636	千円 793 寄附金 793	千円 10,070	千円 499
2 国民年金事務費	17,376	499	17,875				499
4 老人福祉費	3,176,856	9,839	3,186,695				9,839
計	7,898,059	22,839	7,920,898	1,638		793	20,408

3款 民生費（補正額 134,073千円：補正後の額 16,303,027千円）

2項 児童福祉費（補正額 106,326千円：補正後の額 7,420,888千円）

1 児童福祉総務費	534,970	50,477	585,447	5,982 国庫支出金 3,988 県支出金 1,994			44,495
4 特定教育・保育施設費	4,530,192	53,456	4,583,648				53,456

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
1 報酬	374	010 職員人件費（人事課）	△1,606
		1 一般任用職員報酬	374
2 給料	△680	2 一般職給	△680
		3 期末手当	△340
3 職員手当等	△557	3 勤勉手当	△217
		4 共済組合負担金	△743
4 共済費	△743	100 一般経費（福祉課）	793
		24 社会福祉基金積立金	793
24 積立金	793	110 国民健康保険事業特別会計繰出金（健康づくり課）	13,314
		27 国民健康保険事業特別会計繰出金	13,314
27 繰出金	13,314		
2 給料	386	010 職員人件費（人事課）	499
		2 一般職給	386
3 職員手当等	113	3 期末手当	113
2 給料	4,100	010 職員人件費（人事課）	5,199
		2 一般職給	4,100
3 職員手当等	1,099	3 期末手当	676
		3 勤勉手当	423
27 繰出金	4,640	080 介護保険事業特別会計繰出金（高齢介護課）	4,640
		27 介護保険事業特別会計繰出金	4,640

1 報酬	3,524	010 職員人件費（人事課）	5,617
		1 一般任用職員報酬	3,524
2 給料	614	2 一般職給	614
		3 期末手当	816
3 職員手当等	1,479	3 勤勉手当	663
		090 障がい児通所支援給付費（子育て支援課）	7,978
19 扶助費	7,978	19 障がい児通所給付費	4,699
		19 障がい児相談支援給付費	3,279
22 償還金、利子及び割引料	36,882	100 一般経費（子育て支援課）	36,882
		22 償還金	36,882
1 報酬	22,952	010 職員人件費（人事課）	53,456
		1 一般任用職員報酬	6,754
2 給料	11,513	1 パートタイム職員報酬	16,198
		2 一般職給	9,101

3 款 民生費

3 款 民生費（補正額 134,073千円：補正後の額 16,303,027千円）
 2 項 児童福祉費（補正額 106,326千円：補正後の額 7,420,888千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 児童福祉施設費	398,846	2,393	401,239				2,393
計	7,314,562	106,326	7,420,888	5,982			100,344

3 款 民生費（補正額 134,073千円：補正後の額 16,303,027千円）
 3 項 生活保護費（補正額 4,908千円：補正後の額 923,435千円）

1 生活保護総務費	65,737	4,908	70,645				4,908
計	918,527	4,908	923,435				4,908

4 款 衛生費（補正額 1,610千円：補正後の額 3,862,034千円）
 1 項 保健衛生費（補正額 △2,975千円：補正後の額 2,174,349千円）

1 保健衛生総務費	549,785	△6,095	543,690				△6,095
2 予防費	569,605	3,120	572,725				3,120
5 環境衛生費	381,434		381,434			寄附金 50	△50
						50	

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
3 職員手当等	17,997	2 一般任用職員給	2,412
		3 期末手当	9,961
4 共済費	994	3 勤勉手当	8,036
		4 共済組合負担金	994
1 報酬	1,613	010 職員人件費（人事課）	2,393
		1 一般任用職員報酬	1,613
3 職員手当等	780	3 期末手当	419
		3 勤勉手当	361

1 報酬	△2,319	010 職員人件費（人事課）	4,908
		1 一般任用職員報酬	△2,319
2 給料	5,201	2 一般職給	5,201
		3 期末手当	1,228
3 職員手当等	2,026	3 勤勉手当	798

1 報酬	1,226	010 職員人件費（人事課）	△6,095
		1 一般任用職員報酬	△2,578
2 給料	△3,980	1 パートタイム職員報酬	3,804
		2 一般職給	△3,980
3 職員手当等	△433	3 期末手当	△289
		3 勤勉手当	△144
4 共済費	△2,908	4 共済組合負担金	△2,908
19 扶助費	3,120	010 予防接種事業費（健康づくり課）	3,120
		19 予防接種費用助成費	3,120
		財源更正	

3 款 民生費 4 款 衛生費

4 款 衛生費（補正額 1,610千円：補正後の額 3,862,034千円）

1 項 保健衛生費（補正額 △2,975千円：補正後の額 2,174,349千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	千円 2,177,324	千円 △2,975	千円 2,174,349	千円	千円	千円 50	千円 △3,025

4 款 衛生費（補正額 1,610千円：補正後の額 3,862,034千円）

2 項 清掃費（補正額 4,585千円：補正後の額 1,687,685千円）

1 清掃総務費	46,161	4,585	50,746				4,585
計	1,683,100	4,585	1,687,685				4,585

6 款 農林水産業費（補正額 25,307千円：補正後の額 936,320千円）

1 項 農業費（補正額 25,307千円：補正後の額 883,383千円）

1 農業委員会費	65,522	3,796	69,318				3,796
2 農業総務費	93,328	9,843	103,171				9,843
3 農業振興費	582,668	11,668	594,336	11,668 県支出金 11,668			
計	858,076	25,307	883,383	11,668			13,639

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円

2 給料	3,145	010 職員人件費（人事課）	4,585
		2 一般職給	2,263
3 職員手当等	1,132	2 一般任用職員給	882
		3 期末手当	616
4 共済費	308	3 勤勉手当	516
		4 共済組合負担金	308

1 報酬	455	010 職員人件費（人事課）	3,796
		1 一般任用職員報酬	455
2 給料	2,449	2 一般職給	2,449
		3 期末手当	340
3 職員手当等	624	3 勤勉手当	284
		4 共済組合負担金	268
4 共済費	268		
1 報酬	645	010 職員人件費（人事課）	9,843
		1 一般任用職員報酬	645
2 給料	4,222	2 一般職給	4,222
		3 期末手当	1,504
3 職員手当等	2,765	3 勤勉手当	1,261
		4 共済組合負担金	2,211
4 共済費	2,211		
18 負担金、補助及び交付金	11,668	030 農業担い手確保育成事業費（農林課）	11,668
		18 中山間地域所得確保推進事業補助金	5,000
		18 機構集積協力交付金	6,668

4 款 衛生費 6 款 農林水産業費

7 款 商工費（補正額 △368千円：補正後の額 2,011,735千円）

1 項 商工費（補正額 △368千円：補正後の額 2,011,735千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 商工総務費	千円 200,113	千円 △2,368	千円 197,745	千円	千円	千円	千円 △2,368
4 観光費	184,160	2,000	186,160				2,000
計	2,012,103	△368	2,011,735				△368

8 款 土木費（補正額 11,403千円：補正後の額 6,522,809千円）

1 項 土木管理費（補正額 479千円：補正後の額 769,199千円）

1 土木総務費	766,219	479	766,698				479
計	768,720	479	769,199				479

8 款 土木費（補正額 11,403千円：補正後の額 6,522,809千円）

2 項 道路橋梁費（補正額 370千円：補正後の額 2,951,030千円）

3 道路新設改良費	1,014,133	370	1,014,503				370
計	2,950,660	370	2,951,030				370

8 款 土木費（補正額 11,403千円：補正後の額 6,522,809千円）

3 項 河川費（補正額 0千円：補正後の額 199,246千円）

1 河川管理費	28,317		28,317			寄附金 100	△100
計	199,246		199,246			100	△100

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
1 報酬	2,998	010 職員人件費（人事課）	△2,368
		1 一般任用職員報酬	2,093
2 給料	△3,618	1 パートタイム職員報酬	905
		2 一般職給	△3,618
3 職員手当等	△724	3 期末手当	△426
		3 勤勉手当	△298
4 共済費	△1,024	4 共済組合負担金	△1,024
17 備品購入費	2,000	020 観光施設費（営業戦略室）	2,000
		17 庁用器具費	2,000

4 共済費	479	010 職員人件費（人事課）	479
		4 共済組合負担金	479

2 給料	370	010 職員人件費（人事課）	370
		2 一般職給	370

		財源更正	
--	--	------	--

7 款 商工費 8 款 土木費

8款 土木費（補正額 11,403千円：補正後の額 6,522,809千円）
 4項 都市計画費（補正額 9,702千円：補正後の額 2,442,849千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 公園費	千円 91,004	千円	千円 91,004	千円	千円	千円 19 寄附金 19	千円 △19
5 下水道費	1,855,656	5,633	1,861,289				5,633
6 荒町ポンプ場費	68,487	4,069	72,556				4,069
計	2,433,147	9,702	2,442,849			19	9,683

8款 土木費（補正額 11,403千円：補正後の額 6,522,809千円）
 5項 住宅費（補正額 852千円：補正後の額 160,485千円）

1 住宅管理費	159,633	852	160,485				852
計	159,633	852	160,485				852

9款 消防費（補正額 30,973千円：補正後の額 1,615,400千円）
 1項 消防費（補正額 30,973千円：補正後の額 1,615,400千円）

1 常備消防費	1,332,482	30,973	1,363,455				30,973
計	1,584,427	30,973	1,615,400				30,973

節		明 説	
区 分	金 額		
	千円	財源更正	千円
27 繰出金	5,633	010 下水道事業会計繰出金（上下水道課）……………	5,633
		27 下水道事業会計繰出金	5,633
2 給料	3,288	010 職員人件費（人事課）……………	4,069
3 職員手当等	1,347	2 一般職給	2,071
4 共済費	△566	2 一般任用職員給	1,217
		3 期末手当	754
		3 勤勉手当	593
		4 共済組合負担金	△566

1 報酬	193	010 職員人件費（人事課）……………	852
2 給料	284	1 一般任用職員報酬	193
3 職員手当等	375	2 一般職給	284
		3 期末手当	217
		3 勤勉手当	158

2 給料	10,610	010 職員人件費（人事課）……………	30,973
3 職員手当等	9,615	2 一般職給	10,610
4 共済費	10,748	3 期末手当	5,094
		3 勤勉手当	4,521
		4 共済組合負担金	10,748

8 款 土木費 9 款 消防費

10款 教育費（補正額 31,531千円：補正後の額 5,232,471千円）

1項 教育総務費（補正額 13,660千円：補正後の額 1,146,835千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 事務局費	千円 573,107	千円 13,660	千円 586,767	千円	千円	千円 3,172 寄附金 3,172	千円 10,488
計	1,133,175	13,660	1,146,835			3,172	10,488

10款 教育費（補正額 31,531千円：補正後の額 5,232,471千円）

2項 小学校費（補正額 2,817千円：補正後の額 826,110千円）

1 学校管理費	748,102	2,817	750,919				2,817
計	823,293	2,817	826,110				2,817

10款 教育費（補正額 31,531千円：補正後の額 5,232,471千円）

3項 中学校費（補正額 2,896千円：補正後の額 932,282千円）

1 学校管理費	878,582	2,761	881,343				2,761
2 教育振興費	50,804	135	50,939			135 寄附金 135	
計	929,386	2,896	932,282			135	2,761

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
1 報酬	3,352	010 職員人件費（人事課）	10,488
		1 一般任用職員報酬	3,352
2 給料	3,379	2 一般職給	3,379
		3 期末手当	1,902
3 職員手当等	3,516	3 勤勉手当	1,614
		4 共済組合負担金	241
4 共済費	241	050 一般経費（教育総務課）	3,172
		24 諸橋徹次博士奨学基金積立金	3,172
24 積立金	3,172		

2 給料	1,775	010 職員人件費（人事課）	2,817
		2 一般職給	△1,873
3 職員手当等	1,042	2 一般任用職員給	3,648
		3 期末手当	650
		3 勤勉手当	392

2 給料	1,585	010 職員人件費（人事課）	2,761
		2 一般職給	1,083
3 職員手当等	1,496	2 一般任用職員給	502
		3 期末手当	838
4 共済費	△320	3 勤勉手当	658
		4 共済組合負担金	△320
17 備品購入費	135	020 教育活動費（教育総務課）	135
		17 教材購入費	135

10款 教育費

10款 教育費（補正額 31,531千円：補正後の額 5,232,471千円）
 4項 小中一体校費（補正額 4,639千円：補正後の額 570,982千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	千円 467,727	千円 4,639	千円 472,366	千円	千円	千円	千円 4,639
計	566,343	4,639	570,982				4,639

10款 教育費（補正額 31,531千円：補正後の額 5,232,471千円）
 5項 幼稚園費（補正額 38千円：補正後の額 2,443千円）

1 幼稚園費	2,405	38	2,443				38
計	2,405	38	2,443				38

10款 教育費（補正額 31,531千円：補正後の額 5,232,471千円）
 6項 社会教育費（補正額 3,716千円：補正後の額 700,477千円）

1 社会教育総務費	177,149	3,716	180,865			諸収入 506	3,210
計	696,761	3,716	700,477			506	3,210

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
2 給料	1,749	010 職員人件費（人事課）	4,639
		2 一般職給	5,610
3 職員手当等	1,876	2 一般任用職員給	△3,861
		3 期末手当	1,007
4 共済費	1,014	3 勤勉手当	869
		4 共済組合負担金	1,014

22 償還金、利子及び割引料	38	010 私立幼稚園運営費（子育て支援課）	38
		22 償還金	38

1 報酬	5,415	010 職員人件費（人事課）	3,210
		1 一般任用職員報酬	4,025
2 給料	△2,031	1 パートタイム職員報酬	1,390
		2 一般職給	△2,031
3 職員手当等	2,096	3 期末手当	1,150
		3 勤勉手当	946
4 共済費	△2,270	4 共済組合負担金	△2,270
21 補償、補填及び賠償金	506	020 一般経費（生涯学習課）	506
		21 賠償金	506

10款 教育費

10款 教育費（補正額 31,531千円：補正後の額 5,232,471千円）

7項 保健体育費（補正額 3,765千円：補正後の額 1,053,342千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 保健体育総務費	千円 52,782	千円 3,143	千円 55,925	千円	千円	千円	千円 3,143
2 体育振興費	61,233	622	61,855			622 寄附金 622	
計	1,049,577	3,765	1,053,342			622	3,143

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
1 報酬	1,402	010 職員人件費（人事課）	3,143
		1 一般任用職員報酬	1,402
2 給料	699	2 一般職給	699
		3 期末手当	534
3 職員手当等	1,042	3 勤勉手当	508
17 備品購入費	622	010 スポーツ振興費（健康づくり課）	622
		17 庁用器具費	622

10款 教育費

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費 (千円)	合 計 (千円)	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)	その他の 手当(千円)	計 (千円)			
補正後	長 等	3		28,116	9,297 (3.45)	20,962	58,375	6,680	65,055
	議 員	22	103,304		34,113 (3.45)		137,417	30,454	167,871
	その他の 特別職	3,303	187,605				187,605		187,605
	計	3,328	290,909	28,116	43,410	20,962	383,397	37,134	420,531
補正前	長 等	3		28,116	9,162 (3.40)	20,962	58,240	6,680	64,920
	議 員	22	103,304		33,619 (3.40)		136,923	30,454	167,377
	その他の 特別職	3,303	187,605				187,605		187,605
	計	3,328	290,909	28,116	42,781	20,962	382,768	37,134	419,902
比 較	長 等				135 (0.05)		135		135
	議 員				494 (0.05)		494		494
	その他の 特別職								
	計				629		629		629

2 一般職

(1) 総括

ア 一般任用職員等以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職員手当(千円)	計 (千円)			
補正後	691	2,566,817	1,634,806	4,201,623	855,846	5,057,469	
補正前	699	2,495,887	1,558,671	4,054,558	843,289	4,897,847	
比 較	△ 8	70,930	76,135	147,065	12,557	159,622	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
		補正後	74,946	50,001	36,818	1,104	180	171,774	
	補正前	74,946	50,001	36,818	1,104	180	171,774		
	比 較								
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)	合 計 (千円)	
	補正後	20,596	59,962	43,534	566,259	464,510	145,122	1,634,806	
	補正前	20,596	59,962	43,534	545,109	447,247	107,400	1,558,671	
	比 較				21,150	17,263	37,722	76,135	

イ 一般任用職員等

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当等(千円)	計 (千円)			
補正後	894 (316)	1,266,513 (695,381)	85,791 (85,791)	495,665 (296,796)	1,847,969 (1,077,968)	299,372 (188,233)	2,147,341 (1,266,201)	
補正前	890 (317)	1,212,622 (663,787)	80,991 (80,991)	468,761 (269,600)	1,762,374 (1,014,378)	299,372 (188,233)	2,061,746 (1,202,611)	
比 較	4 (△1)	53,891 (31,594)	4,800 (4,800)	26,904 (27,196)	85,595 (63,590)		85,595 (63,590)	

職員 手当 等の 内 訳	区 分	費用弁償 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	合 計 (千円)
	補正後	33,489 (15,271)	2,024 (2,024)	848 (848)		772 (772)	142 (142)	249,788 (151,448)	208,602 (126,291)	495,665 (296,796)
	補正前	33,489 (15,271)	2,024 (2,024)	848 (848)		772 (772)	142 (142)	234,919 (136,406)	196,567 (114,137)	468,761 (269,600)
	比 較							14,869 (15,042)	12,035 (12,154)	26,904 (27,196)

※2の表において、「一般任用職員等」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2に基づく会計年度任用職員をいう。

※(1)イの表において、下段()書きは月額で報酬又は給料を支給する職員の数及び当該職員の給与費をいい、上段の内書きとする。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

ア 一般任用職員等以外の職員

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考	
給 料	70,930	給与改定に伴う増減分	90,950	給与改定の状況 給料の改定率 3.45% 給与改定の実施時期 令和6年4月1日	
		その他の増減分	△ 20,020	人事異動、普通退職等に伴うもの 職員数の異動状況 本年度予算 699人 令和6年4月1日職員数 690人 令和6年11月1日職員数 691人	
職員手当	76,135	制度改正に伴う増減分	45,040	期末・勤勉手当の改正に伴う増	県に準じ、支給率を改定
		その他の増減分	31,095	人事異動、普通退職等に伴うもの	

イ 一般任用職員等

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	31,594	給与改定に伴う増減分	40,553		給与改定の状況 報酬の改定率 11.30% 給与改定の実施時期 令和6年4月1日
		その他の増減分	△ 8,959	育児休業等に伴うもの	職員数の異動状況 本年度予算 841人 令和6年4月1日職員数 841人 令和6年11月1日職員数 857人
給 料	4,800	給与改定に伴う増減分	9,696		給与改定の状況 給料の改定率 13.87% 給与改定の実施時期 令和6年4月1日
		その他の増減分	△ 4,896	職員配置数の減に伴うもの	職員数の異動状況 本年度予算 38人 令和6年4月1日職員数 37人 令和6年11月1日職員数 37人
職員手当等	27,196	制度改正に伴う増減分	28,716	期末・勤勉手当の改正に伴う増	支給率を改定
		その他の増減分	△ 1,520	育児休業等に伴うもの	

※(2)イの表において、増減額は月額で報酬又は給料を支給する職員の金額とする。

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職	消 防 職
令和6年11月1日現在 (改定後)	平均給料月額(円)	293,086	304,889	328,343
	平均給与月額(円)	333,007	324,346	416,234
	平均年齢(歳)	41.06	56.03	42.01
令和6年11月1日現在 (改定前)	平均給料月額(円)	282,493	301,095	317,362
	平均給与月額(円)	321,820	320,457	403,143
	平均年齢(歳)	41.06	56.03	42.01

イ 初任給

区 分		一般行政職 (円)	技能労務職 (円)	消 防 職 (円)	国 の 制 度			
					区分	行政職(一)(円)	行政職(二)(円)	公安職(一)(円)
改定後	高校卒	188,000	185,700	211,600	一般職	188,000	185,700	216,400
	大学卒	220,000		255,200	総合職 一般職	230,000 220,000		264,000 255,200
改定前	高校卒	166,600	164,000	188,100	一般職	166,600	164,000	191,800
	大学卒	196,200		227,600	総合職 一般職	208,000 196,200		235,500 227,600

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職			技能労務職			消防職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和6年11月1日 現在	7級	8	1.7				7級	1	0.7
	6級	29	6.0				6級	1	0.7
	5級	40	8.3	5級	12	20.4	5級	2	1.3
	4級	70	14.5	4級	35	59.3	4級	34	22.8
	3級	152	31.5	3級	12	20.3	3級	59	39.6
	2級	79	16.3	2級			2級	24	16.1
	1級	105	21.7	1級			1級	28	18.8
	計	483	100.0	計	59	100.0	計	149	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
一般行政職	主事技師	主事技師	主任	係長	課長補佐	課長	部長

エ 昇給

区 分		合 計	一般行政職	技能労務職	消防職	
補 正 後	職 員 数(A) (人)	691	483	59	149	
	昇給に係る職員数(B) (人)	547	390	23	134	
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)	3	3		
		2号給(人)				
		3号給(人)	46	43		3
		4号給(人)	498	344	23	131
比 率 (B)/(A) (%)	79.2	80.7	39.0	89.9		
補 正 前	職 員 数(A) (人)	699	489	59	151	
	昇給に係る職員数(B) (人)	554	396	23	135	
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)	2	1	1	
		2号給(人)	1	1		
		3号給(人)	46	43		3
		4号給(人)	505	351	22	132
比 率 (B)/(A) (%)	79.3	81.0	39.0	89.4		

オ 期末・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級による加算措置	備 考			
	6月(月分)	12月(月分)						
改定後	2.25	2.35	4.60	有	6月期末	1.225	勤勉	1.025
					12月期末	1.275	勤勉	1.075
改定前	2.25	2.25	4.50	有	6月期末	1.225	勤勉	1.025
					12月期末	1.225	勤勉	1.025
国の制度 (支給率等)	2.25	2.35	4.60	有	6月期末	1.225	勤勉	1.025
					12月期末	1.275	勤勉	1.075

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者 (月分)	25年勤続 の者 (月分)	35年勤続 の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
国 の 制 度 (支 給 率 等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3%~60%加算)	

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	一 般 行 政 職	技 能 労 務 職	消 防 職
給料総額に対する比率 (%)	0.0128	0.0001	0.1401	0.0026
支給対象職員の比率 (%) (令和6年11月1日現在)	1.88	0.21	8.47	4.70
代表的な特殊勤務手当の名称	清掃手当 救急救命手当			

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	異 なる	(三条市) 月額12,000円を超える家賃の職員に対し、家賃に応じ27,000円を上限として支給 (国) 月額16,000円を超える家賃の職員に対し、家賃に応じ28,000円を上限として支給
通 勤 手 当	異 なる	○ 交通機関利用者 同 じ ○ 交通用具使用者 (三条市) 片道の使用距離に応じて2,900円(2キロメートル以上)から最高44,100円(80キロメートル以上)とし、2キロメートル区分ごとに支給額を定め支給 (国) 片道の使用距離に応じて2,000円(2キロメートル以上)から最高31,600円(60キロメートル以上)とし、5キロメートル区分ごとに支給額を定め支給

令和6年度三条市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和6年度三条市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ92,071千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,259,671千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 財産収入		千円 836	千円 8	千円 844
	1 財産運用収入	836	8	844
6 繰入金		686,202		686,202
	1 一般会計繰入金	635,655	13,314	648,969
	2 基金繰入金	50,547	△13,314	37,233
7 繰越金		1	92,063	92,064
	1 繰越金	1	92,063	92,064
歳 入 合 計		8,167,600	92,071	8,259,671

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業費 納付金		千円 2,031,670	千円	千円 2,031,670
	1 医療給付費分	1,316,278		1,316,278
	2 後期高齢者支援金 等分	527,300		527,300
	3 介護納付金分	188,092		188,092
5 基金積立金		836	25,108	25,944
	1 基金積立金	836	25,108	25,944
6 諸支出金		11,031	66,963	77,994
	1 償還金及び還付加 算金	11,031	66,963	77,994
歳 出 合 計		8,167,600	92,071	8,259,671

国民健康保険事業特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
5 財産収入	千円 836	千円 8	千円 844
6 繰入金	686,202		686,202
7 繰越金	1	92,063	92,064
歳入合計	8,167,600	92,071	8,259,671

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
3 国民健康保険事業費納付金	2,031,670		2,031,670
5 基金積立金	836	25,108	25,944
6 諸支出金	11,031	66,963	77,994
歳 出 合 計	8,167,600	92,071	8,259,671

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
		13,314	△13,314
		8	25,100
			66,963
		13,322	78,749

2 歳 入

5 款 財産収入（補正額 8千円：補正後の額 844千円）

1 項 財産運用収入（補正額 8千円：補正後の額 844千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
1 基金運用収入	千円 836	千円 8	千円 844
計	836	8	844

6 款 繰入金（補正額 0千円：補正後の額 686,202千円）

1 項 一般会計繰入金（補正額 13,314千円：補正後の額 648,969千円）

1 一般会計繰入金	635,655	13,314	648,969
計	635,655	13,314	648,969

6 款 繰入金（補正額 0千円：補正後の額 686,202千円）

2 項 基金繰入金（補正額 △13,314千円：補正後の額 37,233千円）

1 財政調整基金繰入金	50,547	△13,314	37,233
計	50,547	△13,314	37,233

7 款 繰越金（補正額 92,063千円：補正後の額 92,064千円）

1 項 繰越金（補正額 92,063千円：補正後の額 92,064千円）

1 繰越金	1	92,063	92,064
計	1	92,063	92,064

節		金 額	説 明	
区 分				
1 財政調整基金 収入	千円 8	財政調整基金収入		千円 8

1 保険基盤安定 繰入金	2,183	保険基盤安定繰入金		2,183
4 その他一般会 計繰入金	11,131	その他一般会計繰入金		11,131

1 財政調整基金 繰入金	△13,314	財政調整基金繰入金		△13,314

1 前年度繰越金	92,063	前年度繰越金		92,063

3 歳 出

3 款 国民健康保険事業費納付金（補正額 0千円：補正後の額 2,031,670千円）

1 項 医療給付費分（補正額 0千円：補正後の額 1,316,278千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 医療給付費分	千円 1,316,278	千円	千円 1,316,278	千円	千円	千円 繰入金 8,118 8,118	千円 △8,118
計	1,316,278		1,316,278			8,118	△8,118

3 款 国民健康保険事業費納付金（補正額 0千円：補正後の額 2,031,670千円）

2 項 後期高齢者支援金等分（補正額 0千円：補正後の額 527,300千円）

1 後期高齢者支援金等分	527,300		527,300			3,961 繰入金 3,961	△3,961
計	527,300		527,300			3,961	△3,961

3 款 国民健康保険事業費納付金（補正額 0千円：補正後の額 2,031,670千円）

3 項 介護納付金分（補正額 0千円：補正後の額 188,092千円）

1 介護納付金分	188,092		188,092			1,235 繰入金 1,235	△1,235
計	188,092		188,092			1,235	△1,235

5 款 基金積立金（補正額 25,108千円：補正後の額 25,944千円）

1 項 基金積立金（補正額 25,108千円：補正後の額 25,944千円）

1 財政調整基金積立金	836	25,108	25,944			8 財産収入 8	25,100
計	836	25,108	25,944			8	25,100

節		説明
区分	金額	
	千円	財源更正 千円

		財源更正

		財源更正

24 積立金	25,108	010 財政調整基金積立金（健康づくり課）…………… 25,108 24 国民健康保険事業財政調整基金積立金 25,108

6 款 諸支出金（補正額 66,963千円：補正後の額 77,994千円）

1 項 償還金及び還付加算金（補正額 66,963千円：補正後の額 77,994千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 償還金	千円 1	千円 66,963	千円 66,964	千円	千円	千円	千円 66,963
計	11,031	66,963	77,994				66,963

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
22 償還金、利子 及び割引料	66,963	010 償還金（健康づくり課）…………… 22 償還金	66,963 66,963

令和6年度三条市介護保険事業特別会計補正予算

令和6年度三条市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,640千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,732,829千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰入金		千円 1,719,395	千円 4,640	千円 1,724,035
	1 一般会計繰入金	1,568,922	4,640	1,573,562
歳 入 合 計		10,728,189	4,640	10,732,829

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 185,178	千円 4,640	千円 189,818
	1 総務管理費	106,884	4,640	111,524
歳 出 合 計		10,728,189	4,640	10,732,829

介護保険事業特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 繰入金	1,719,395	4,640	1,724,035
歳入合計	10,728,189	4,640	10,732,829

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	千円 185,178	千円 4,640	千円 189,818
歳 出 合 計	10,728,189	4,640	10,732,829

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
		4,640	
		4,640	

2 歳 入

7 款 繰入金（補正額 4,640千円：補正後の額 1,724,035千円）

1 項 一般会計繰入金（補正額 4,640千円：補正後の額 1,573,562千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
5 その他一般会計繰入金	千円 184,765	千円 4,640	千円 189,405
計	1,568,922	4,640	1,573,562

節		金 額	説 明	千円
区 分				
1 職員給与費等 繰入金		千円 4,640	職員給与費等繰入金	千円 4,640

3 歳 出

1 款 総務費（補正額 4,640千円：補正後の額 189,818千円）

1 項 総務管理費（補正額 4,640千円：補正後の額 111,524千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 106,876	千円 4,640	千円 111,516	千円	千円	千円 4,640	千円
計	106,884	4,640	111,524			4,640	

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
1 報酬	1,068	010 職員人件費（人事課）	4,640
		1 一般任用職員報酬	542
2 給料	2,485	1 パートタイム職員報酬	526
		2 一般職給	2,485
3 職員手当等	1,087	3 期末手当	606
		3 勤勉手当	481

給 与 費 明 細 書

一般職
1 総括

(1) 一般任用職員等以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職員手当(千円)	計 (千円)			
補正後	21	70,829	44,435	115,264	23,408	138,672	
補正前	20	68,344	43,733	112,077	23,408	135,485	
比 較	1	2,485	702	3,187		3,187	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	1,638	2,538	1,432			9,983		
	補正前	1,638	2,538	1,432			9,983		
	比 較								
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)	合 計 (千円)	
補正後		59	372	15,661	12,752		44,435		
補正前		59	372	15,269	12,442		43,733		
比 較				392	310		702		

(2) 一般任用職員等

区 分	職員数 (人)	給 与 費			合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等(千円)		
補正後	64 (27)	74,244 (69,032)		26,725 (25,372)	100,969 (94,404)	
補正前	64 (27)	73,176 (68,490)		26,340 (25,003)	99,516 (93,493)	
比 較		1,068 (542)		385 (369)	1,453 (911)	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	費用弁償 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	合 計 (千円)
	補正後	1,120 (1,072)						13,944 (13,234)	11,661 (11,066)	26,725 (25,372)
	補正前	1,120 (1,072)						13,730 (13,028)	11,490 (10,903)	26,340 (25,003)
	比 較							214 (206)	171 (163)	385 (369)

※(1)、(2)の表において、「一般任用職員等」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2に基づく会計年度任用職員をいう。

※(2)の表において、下段()書きは月額で報酬又は給料を支給する職員の人数及び当該職員の給与費をいい、上段の内書きとする。

2 給料及び職員手当の増減額の明細

(1) 一般任用職員等以外の職員

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	2,485	給与改定に伴う増減分	1,801		給与改定の状況 給料の改定率 4.16% 給与改定の実施時期 令和6年4月1日
		その他の増減分	684	人事異動等に伴うもの	職員数の異動状況 本年度予算 20人 令和6年4月1日職員数 20人 令和6年11月1日職員数 21人
職員手当	702	制度改正に伴う増減分	1,082	期末・勤勉手当の改正に伴う増	県に準じ、支給率を改定
		その他の増減分	△ 380	人事異動等に伴うもの	

(2) 一般任用職員等

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	542	給与改定に伴う増減分	2,090		給与改定の状況 報酬の改定率 10.95% 給与改定の主な実施時期 令和6年4月1日
		その他の増減分	△ 1,548	人事異動等に伴うもの	職員数の異動状況 本年度予算 8人 令和6年4月1日職員数 8人 令和6年11月1日職員数 8人
給 料		給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分			
職員手当等	369	制度改正に伴う増減分	1,013	期末・勤勉手当の改正に伴う増	支給率を改定
		その他の増減分	△ 644	人事異動等に伴うもの	

※(2)の表において、増減額は月額で報酬又は給料を支給する職員の金額とする。

3 給料及び職員手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職
令和6年11月1日現在 (改定後)	平均給料月額(円)	280,354
	平均給与月額(円)	319,815
	平均年齢(歳)	39.02
令和6年11月1日現在 (改定前)	平均給料月額(円)	270,221
	平均給与月額(円)	308,963
	平均年齢(歳)	39.02

(2) 初任給

	区 分	一般行政職 (円)	国の制度 行政職(-) (円)	
			一般職	
改定後	高校卒	188,000	一般職	188,000
	大学卒	220,000	総合職 一般職	230,000 220,000
改定前	高校卒	166,600	一般職	166,600
	大学卒	196,200	総合職 一般職	208,000 196,200

(3) 級別職員数

区 分	一般行政職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和6年11月1日 現在	7級		
	6級		
	5級	2	9.5
	4級	4	19.1
	3級	8	38.1
	2級	2	9.5
	1級	5	23.8
	計	21	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
一般行政職	主事 技師	主事 技師	主任	係長	課長補佐	課長	部長

(4) 昇給

区 分		一般行政職	区 分		一般行政職		
本 年 度	職 員 数(A) (人)	21	補 正 前	職 員 数(A) (人)	20		
	昇給に係る職員数(B) (人)	19		昇給に係る職員数(B) (人)	17		
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)			号 給 数 別 内 訳	1号給(人)	
		2号給(人)		1		2号給(人)	
		3号給(人)		2		3号給(人)	1
		4号給(人)		16		4号給(人)	16
比 率 (B)/(A) (%)	90.5	比 率 (B)/(A) (%)	85.0				

(5) 期末・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、職務の 級による加算措置	備 考			
	6月(月分)	12月(月分)			6月期末	12月期末	勤勉	勤勉
改定後	2.25	2.35	4.60	有	1.225	1.275	1.025	1.075
改定前	2.25	2.25	4.50	有	1.225	1.225	1.025	1.025
国の制度 (支給率等)	2.25	2.35	4.60	有	1.225	1.275	1.025	1.075

(6) その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	異 なる	(三条市) 月額12,000円を超える家賃の職員に対し、家賃に応じ27,000円を上限として支給 (国) 月額16,000円を超える家賃の職員に対し、家賃に応じ28,000円を上限として支給
通 勤 手 当	異 なる	○ 交通機関利用者 同 じ ○ 交通用具使用者 (三条市) 片道の使用距離に応じて2,900円(2キロメートル以上)から最高44,100円(80キロメートル以上)とし、2キロメートル区分ごとに支給額を定め支給 (国) 片道の使用距離に応じて2,000円(2キロメートル以上)から最高31,600円(60キロメートル以上)とし、5キロメートル区分ごとに支給額を定め支給

令和6年度三条市下水道事業会計補正予算

第1条 令和6年度三条市下水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度三条市下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
	千円	千円	千円
第1款 資本的収入	2,474,753	5,633	2,480,386
第2項 他会計出資金	375,247	5,633	380,880

支出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
	千円	千円	千円
第1款 資本的支出	3,366,448	5,633	3,372,081
第1項 建設改良費	1,339,032	5,633	1,344,665

第3条 令和6年度三条市下水道事業会計予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
	千円	千円	千円
職員給与費	75,609	5,633	81,242

令和6年12月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

補正予算に関する説明書第1号

令和6年度三条市下水道事業会計補正予算実施計画

資本的収入及び支出

収入

款	項	目	既 決 予定額	補 正 予定額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1 資本的 収入	2 他会計 出資金		千円	千円	千円		千円	千円
			2,474,753	5,633	2,480,386			
			375,247	5,633	380,880			
	1 他会計 出資金		375,247	5,633	380,880	他会計 出資金	5,633	他会計出 資金

支出

款	項	目	既 決 予定額	補 正 予定額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1 資本的 支出	1 建設改 良費		千円	千円	千円		千円	千円
			3,366,448	5,633	3,372,081			
			1,339,032	5,633	1,344,665			
		1 下水道 事業等 建設改 良費	1,339,032	5,633	1,344,665	給料	4,044	一般職給
					手当等	419	期末手当 239	
							勤勉手当 180	
					法定福 利費	1,170	共済組合 負担金	

予算に関する説明書第2号

給 与 費 明 細 書

1 総 括

(1) 一般任用職員等以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損益勘定支弁 職員	5		18,398	13,317	31,715	5,778	37,493
	資本勘定支弁 職員	6		21,624	11,319	32,943	6,785	39,728
	合 計	11		40,022	24,636	64,658	12,563	77,221
補 正 前	損益勘定支弁 職員	5		18,398	13,317	31,715	5,778	37,493
	資本勘定支弁 職員	5		17,580	10,900	28,480	5,615	34,095
	合 計	10		35,978	24,217	60,195	11,393	71,588
比 較	損益勘定支弁 職員							
	資本勘定支弁 職員	1		4,044	419	4,463	1,170	5,633
	合 計	1		4,044	419	4,463	1,170	5,633

	区 分	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後	902	648	993			3,843		
	補 正 前	902	648	993			3,843		
	比 較								
手 当 の 内 訳	区 分	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)	合 計 (千円)	
	補 正 後		20	372	7,555	6,303	4,000	24,636	
	補 正 前		20	372	7,316	6,123	4,000	24,217	
	比 較				239	180		419	

(2) 一般任用職員等

区 分	職員数 (人)	給与費			法定 福利費 (千円)	合 計 (千円)	
		報 酬 (千円)	手当等 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	損益勘定支弁 職員	1	2,409	968	3,377	644	4,021
	資本勘定支弁 職員						
	合 計	1	2,409	968	3,377	644	4,021
補 正 前	損益勘定支弁 職員	1	2,409	968	3,377	644	4,021
	資本勘定支弁 職員						
	合 計	1	2,409	968	3,377	644	4,021
比 較	損益勘定支弁 職員						
	資本勘定支弁 職員						
	合 計						

手 当 等 の 内 訳	区 分	費 用 償	通 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	合 計
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	89						475	404	968
	補 正 前	89						475	404	968
	比 較									

※「一般任用職員等」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2に基づく会計年度任用職員をいう。

2 給料及び手当の増減額の明細

(1) 一般任用職員等以外の職員

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
		給与改定に伴う増減分	その他の増減分		
給料	4,044	給与改定に伴う増減分	802		給与改定の状況 給料の改定率 3.82% 給与改定の実施時期 令和6年4月1日
		その他の増減分	3,242		
手当	419	制度改正に伴う増減分	419	期末手当及び勤勉手当の改正に伴う増	県に準じ、支給率を改定
		その他の増減分	0		

(2) 一般任用職員等

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
		給与改定に伴う増減分	その他の増減分		
報酬	0	給与改定に伴う増減分	0		給与改定の状況 給料の改定率 12.01% 給与改定の実施時期 令和6年4月1日
		その他の増減分	0		
手当等	0	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	0		

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		一 般 行 政 職
令和6年11月1日現在 (改定後)	平均給料月額 (円)	296,636
	平均給与月額 (円)	348,851
	平均年齢 (歳)	42.08
令和6年11月1日現在 (改定前)	平均給料月額 (円)	285,718
	平均給与月額 (円)	337,907
	平均年齢 (歳)	42.08

(2) 初 任 給

区 分		一 般 行 政 職 (円)	一 般 会 計 の 制 度 一般行政職 (円)
令和6年11月1日 現在 (改定後)	高 校 卒	188,000	188,000
	大 学 卒	220,000	220,000
令和6年11月1日 現在 (改定前)	高 校 卒	166,600	166,600
	大 学 卒	196,200	196,200

(3) 級 別 職 員 数

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和6年11月1日現在	6 級		
	5 級	1	9.1
	4 級	1	9.1
	3 級	5	45.4
	2 級	2	18.2
	1 級	2	18.2
	計	11	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
一般行政職	主 技 事 師	主 技 事 師	主 任	係 長	課長補佐 場 長	課 長	部 長

(4) 昇給

区 分		一 般 行 政 職		
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	11		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	8		
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)		
		2号給 (人)		
		3号給 (人)		
		4号給 (人)	8	
比 率 (B) / (A) (%)	72.7			
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	10		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	8		
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)		
		2号給 (人)		
		3号給 (人)		
		4号給 (人)	8	
比 率 (B) / (A) (%)	80.0			

(5) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段 階、職務の 級による加 算措置	備 考			
	6月(月分)	12月(月分)						
改定後	2.25	2.35	4.60	有	6月期末	1.225	勤勉	1.025
					12月期末	1.275	勤勉	1.075
改定前	2.25	2.25	4.50	有	6月期末	1.225	勤勉	1.025
					12月期末	1.225	勤勉	1.025
一般会計の制度	2.25	2.35	4.60	有	6月期末	1.225	勤勉	1.025
					12月期末	1.275	勤勉	1.075

(6) 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者 (月分)	25年勤続 の者 (月分)	35年勤続 の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	

(7) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

報第 1 号

専決処分報告について

衆議院議員総選挙（最高裁判所裁判官国民審査を含む。）に係る経費の執行が急を要するため、令和6年度三条市一般会計補正予算を別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和6年12月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

専 決 処 分 書

令和 6 年度三条市一般会計補正予算

令和 6 年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 42,042 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 54,208,451 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分をする。

令和 6 年 10 月 9 日

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県支出金		千円 2,992,038	千円 42,042	千円 3,034,080
	3 委託金	38,185	42,042	80,227
歳 入 合 計		54,166,409	42,042	54,208,451

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 8,849,363	千円 42,042	千円 8,891,405
	4 選挙費	46,524	42,042	88,566
歳 出 合 計		54,166,409	42,042	54,208,451

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
16 県支出金	2,992,038	42,042	3,034,080
歳入合計	54,166,409	42,042	54,208,451

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	8,849,363	42,042	8,891,405
歳 出 合 計	54,166,409	42,042	54,208,451

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
42,042			
42,042			

2 歳 入

1 6 款 県支出金（補正額 42,042千円：補正後の額 3,034,080千円）

3 項 委託金（補正額 42,042千円：補正後の額 80,227千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費委託金	千円 9,460	千円 42,042	千円 51,502
計	38,185	42,042	80,227

節		説	明
区 分	金 額		
3 選挙費委託金	千円 42,042	衆議院議員選挙費委託金	千円 42,042

3 歳 出

2 款 総務費（補正額 42,042千円：補正後の額 8,891,405千円）

4 項 選挙費（補正額 42,042千円：補正後の額 88,566千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 衆議院議員 選挙費	千円	千円 42,042	千円 42,042	千円 42,042 県支出金 42,042	千円	千円	千円
計	46,524	42,042	88,566	42,042			

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
1 報酬	7,277	010 職員人件費（人事課）	18,214
		1 一般任用職員報酬	2,238
3 職員手当等	15,976	3 時間外勤務手当	15,976
		020 衆議院議員選挙費（選挙管理委員会事務局）	23,828
7 報償費	9	1 期日前投票所投票管理者報酬	375
		1 期日前投票所投票立会人報酬	637
8 旅費	609	1 投票所投票管理者報酬	653
		1 投票所投票立会人報酬	1,112
10 需用費	4,116	1 開票管理者報酬	11
		1 開票立会人報酬	134
11 役務費	5,929	1 パートタイム職員報酬	2,117
		7 点字投票鑑定人報償金	9
12 委託料	6,393	8 費用弁償	608
		8 普通旅費	1
13 使用料及び賃借料	595	10 消耗品費	3,524
		10 食糧費	110
		10 印刷製本費	471
15 原材料費	50	10 器具修繕料	11
		11 電話使用料	50
17 備品購入費	1,088	11 通信料	3,524
		11 手数料	2,280
		11 損害保険料	75
		12 ポスター掲示場設置等委託料	5,211
		12 電話交換業務委託料	52
		12 運搬業務委託料	630
		12 帳票作成業務委託料	500
		13 施設使用料	112
		13 器具借上料	132
		13 自動車借上料	351
		15 工事材料費	50
		17 庁用器具費	1,088

2 款 総務費